

## 第401回南国市議会定例会会議録

第2日 平成30年3月6日 火曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子

福祉事務所長	岩原富美	教育長	大野吉彦
教育次長兼 学校教育課長	竹内信人	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 事務局長	細川千秋	農業委員会 事務局長	土橋愛
消防長	小松和英		

＊

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫	次長	公文知子
書記	門脇智哉		

＊

#### 議事日程

平成30年3月6日 火曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

＊

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

#### 一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。6番西川潔議員。

〔6番 西川 潔議員発言席〕

○6番（西川 潔） おはようございます。

第401回の南国市議会定例会一般質問を通告のとおり行いますので、よろしく願いをいたします。

私は、通告のとおり4点の質問をいたします。

まず1番目には、市長の政治姿勢で随意契約の改善、2番目には、鳥インフルエンザで予防と発生時の対応、3点目は、台風後の復旧、道路の崩壊、河川への倒木について、4番目は、

空の駅なんこくまほらとひこうき雲、閉店後の影響と新たな取り組み。

まず、1番目の市長の政治方針、随意契約の改善について行います。

前副市長の官製談合防止法違反逮捕から始まった市の不祥事、2月末には、前副市長と市内の建設業者役員が贈収賄容疑及び公契約関係競売入札妨害容疑で再逮捕されました。事件の発端となった随意契約について、南国市は、地方自治法の施行令で違反する契約が長い間の慣例となっておりましたが、なぜこのようなことが公然のこととして横行していたのか。前副市長が行った、前副市長みずからが見積書を作成するなどは公契約の初歩中の初歩であり、これは論外としても、なぜこのようなことが行われていたのか、まず実態を捉えておかないと改善に取り組みないと思いますので、市長にお伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） おはようございます。西川議員さんの御質問にお答えいたします。

このたびの吉川前副市長の逮捕から始まった一連の随意契約の不適切な執行でございますが、改めまして、このような随意契約における不適切な執行状態が続いてきましたことを市民の皆様におわびを申し上げるところでございます。

工事担当部署におきましては、常々市民の皆様からたくさんの改修の要望が届いております。その多くの改修の要望にできるだけ早期にお応えしたいという思いは、担当者として常日ごろからもっているところでございます。その早期に発注する方法として、早く見積もりを3社の業者から集めたいということもございまして、安易にこのような不適切な行いというものを業者に依頼してきたと、これが慣例として続けてこられたということでございます。

このことは、やはり法令とか規則とかの認識不足、また緊急時には1社随契も認められているということへの理解不足ということがあったというふうに思います。これらの理解不足によりまして、早期に発注したいということで、今まで慣例で続けてこられましたことを先輩から教わり、それが長きにわたりこのように今まで続けてきたということが、この現実として今に至ったということだと思えます。今回を契機としまして、この不適切な執行というものは、見直しによりまして、新しく新年度からはガイドラインも作成し、見直しを行います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） このようなことが慣例として行われていたという点では、私自身も実は反省するところがあるというふうには思っているところです。

ただ、先ほど市長がこのようなことで随契が長い間慣例で行われてきたという裏には、また

後ほどもふれたいとは思いますが、そのことだけではなしに、やはり考える職員というようなものがきちっと育っているのか、いうことをひとつ考えるわけです。

私も行政に長いことお世話になったんですが、本当に高卒で入ってきた時分には、どうか一から教えていただいた、今のようにOA機器とか、パソコンとかいうものがある時代ではなかったですので、入ってきた時分には、今の機械がやるようなことをまず仕事手始めに教えていただいて、行政とはどういうものなのかということを経験していただいたというふうに一言で言ったらよかったのかなと。私、これからもお願いをしたいんですけども、入った当時によく先輩からも耳にしたのが、担当の係長からしっかりやってくれよと、おまえの入ってきた新しい職員の将来というのは、時の係長という者が将来を決めるというふうに言われているので、というふうなことを係長のほうからおっしゃっていただいて、そのときの、初めの原則的な基本的なことを、そのような思いで当時の係長以外の先輩方も含めて、そういうふうで育ててきたということを思いまして、ここにおられる管理職の皆さんも職員の管理、指導、そういうことも必要ですけれども、職員を育てていくという意識を持って当たっていただきたいということをお願いいたします。

また、上下水道業務においては、特に業者数も限られておりまして、業者との関係も比較的近いということになると思いますが、このような事件を受けて、改善をする点そういうものがあるというふうに私は思うんですけども、上下水道の局長に改善する点があるのかという点でお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 上下水道局におきましても、随意契約の手法で、本庁と同様に以前から不適切な手続を行っており、改善すべき点がございました。また、上下水道局としましても、本庁で作成中の随意契約ガイドラインに基づき、公平性、競争性のある適正な手法に努めるとともに、あわせて職員の意識の啓発に努めてまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） つまり、先ほどは上下水道局を名指しで言いましたけれども、この随意契約っていうのに対しては、市政全般にやっぱりあるわけでございまして。このことについて、この大きな事件の発覚後に南国市の随意契約の見直しということで、さきの議員総会のほうで5項目の財政課のほうから改善提案、また緊急性の判断というものの条件が示されました。高知市の対応条件を教本にしていくというような旨の説明がありましたけれども、少しその具体的な

内容についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 前回、勉強会と申しますか、そちらでも御説明さしていただきましたが、今回随意契約の見直しを行います上では、高知市を初め他市町村の状況というものを確認させていただいた上で、本市の状況に合わせて改善案を作成しておるところでございます。

まず、見積書の徴取方法につきましては、問題発覚後直ちに改めており、見直しの基本となるのは、業者選定の公正性確保と随意契約制度のルール化及びチェック体制の強化ということになると考えております。

1点目といたしましては、単独で130万円以下の工事を近隣地域で複数まとめることができれば、合算した上で競争入札とするということになります。しかし、早急な対応が必要なものはこの限りではございませんので、随意契約自体が全てないというような形にはならないというふうに考えております。

2点目といたしまして、業者別発注状況一覧表、こちらも他市の取り組みを参考につくらしていただきまして、所管課によりまして随契のそれぞれの件、1件1件業者別の発注状況、それを確認するための一覧表を作成し、見積依頼及び発注状況を適正に管理していきたいと考えております。

3点目といたしましては、低価格の工事の1社随契のルール化でございます。で、工事におきましては、これまで財務規則上、低価格というものが大体10万円程度というふうな形の認識というものがあつたんですけれども、これら工事につきましては、財務規則で契約書が省略できるものとして30万円以下のものというものが明記されておりますので、その工事及び製造の請負、この項目いわゆる130万円以下という、ほかの案件につきましては基本が50万円となっておりますので、随契の中では大きな金額130万円のものにつきましては、今回30万円を低価格の上限というふうな形にルール化を図りたいというふうに考えております。

4点目といたしまして、工事の施工決定、こちらが最も大事になろうかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、随意契約及び業者選定の理由を明確に記載するように担当部署で徹底するようにいたします。

これらのことの最後に5点目といたしまして、全ての随意契約に係ると申しますか、今回の件につきましては、主に工事のほうの説明となりますけれども、随意契約自体が工事以外のものも全て含まれておりますので、今回につきましては130万円という比較的金額が大きな随意

契約の工事及び製造の請負これにつきましては、工事施工決定を財政課でもチェックするというにしたいというふうに考えております。これにつきましては、財政課の上では指名業者そういったものを確認できますので、それに基づき、また理由等が適正な理由で行われているか、そういったものをチェックするものでございます。基本的には、庁内的にはそのようになりますけれども、なお監査委員事務局のほうにも定期的に発注状況を報告して、こちらにつきましても報告をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 従来の南国市のやり方からいうと、この見直し案というのはやっぱり一歩進んだものというふうには思いますけれども。見直し案の2点目にもありますように、指名願の出ている40社の業者に手紙を出して、随意契約締結の受託の意向を確認するとかいうような部分もございますけれども、1つは指定業者以外も随意契約は可能だともいうふうにも私は思うんです。要するに、高知市の教本では少し不十分ではないのかなと。そこで、随意契約っていうのは、市民生活というか市民要求に対応していくためには、業務を執行していくためには当然必要不可欠なことだというふうに思うわけで、自治法の施行令でもきっちり随意契約というのは定めてるわけです。しかし、その中には障害者の支援施設からのものを買う場合とか、また競争入札に不利なものは随意契約でいいんだとか、時価に対して一時有利な価格が契約できるものとか、もうたくさんそういう随意契約での地方自治法で許されたというか、法の中で構わない範囲のものがあるわけですので、先ほども言いましたように、さきにも随意契約については、物品の購入から市の施設の修理、細かな改修まで庁内全域の業務に関係をします。事業課の職員だけでなく全職員が関係する業務でもありますので、そのため庁内で統一を図る必要があるのではと私は改善案を提案をするわけですが、今回の事件発覚によって、随意契約業務の不適切な処理を改めるために、随意契約適正化に関するガイドライン、このようなものを作成をしてはというふうに思います。この点について、公平性、競争性、透明性というようなものが必要なわけで、業者選定後の公表も含めてガイドラインをつくったらどうかということについての考えをお伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 西川議員さんのおっしゃるとおり、随意契約につきましては、いわゆる競争入札ではございませんので、指名願が出されていない業者であっても随意契約に参加できる。工事におきましてもそうですし、また工事以外のものというのは、特に指名願自体が出てないところも多数ございます。そういったものも随契につきましては、契約の相手方と

なり得るということで、それらも含めまして、西川議員のほうからも情報提供をいただいておりますけれども、他市町村さんのガイドラインそういったものを参考に、本市の随意契約ガイドラインを3月中に作成いたしまして、新年度には全職員に配付したいと考えております。

これによりまして、全庁的に随意契約における正常な執行、そういったものが図られるというふうに考えております。これまではどうしても慣習的に先輩から後輩へと、基本的には公正な執行が図られておるといふふうに考えておりますけれども、これによりまして全職員がそういったものを書面で確認できる。それによりまして、またスキルアップにつながるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） つくっていただけるということで、一般になかなかそういう契約について常時携わっていない部署、職員の方もそのガイドラインを開けば、ここな部分でかまわない、ここな部分でいけないというチェックもできるようなガイドラインをつくっていただきたいというふうに思います。

また、このような、特に事業課が公平性とか公明性、このような契約をやっていくための職務を執行するために、現在の職員の体制、それからスキルアップというようなものも必要ですけれども、まず事業課である建設課の課長に、現体制で随意契約をやる場合に、これは同じところに同じ人が同じ説明をしなきゃならないというように思うんです、工事費の見積もりをしていただく際にです。そのような場合、現体制の中でできるのか、このような事件が起きた背景にも一つは、そういう職員の技量とか、忙しさだとか、いろんなものが絡まってこのような違法な随契が横行してきたという背景もあるんじゃないかというふうに私は思っているわけで、そこな辺を事業課を代表して、建設課長のほうからその辺の問題はないのかということについてお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。

現在、現建設課4係とも係長のほか正職員2名という体制でありまして、ほかは再任用職員や嘱託職員、臨時職員であります。現場確認による緊急性や随意契約の判断のため、現場へは2名での体制が必要であります。また、書類審査の適正な処理をするためにも、体制の強化が必要であると考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） このことについては、総務課のほうでも、恐らく以前から承知もし、職

員の採用等にも努力もしてきたという経過はあるとは思いますが、いよいよこういう問題が起きて、市民に対してしっかり対応していくことが必要になってこようとは思いますが、その辺の考え方を総務課長のほうにもお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 庁内の職員の体制につきましては、翌年度の採用試験に向けて夏から企画課と総務課のほうでヒアリングを行っておりまして、事業関係の職場についても、非常に人員が必要ということも認識しております。人員確保というところでは、採用試験に向けて募集するわけですが、来年度に向けての職員採用でも応募が少ないという現状がございます。今年度は再募集をしたというようなこともございますけれども、そういったことも踏まえて、できる限り人員確保に努めていきたいというふうに思っております。

スキルアップということも必要でございますし、そういった部分では職員への研修、先ほど財政課長のほうがガイドラインを作成するというところでございますが、そういったことについても全職員に周知・徹底を図っていく、そういった研修の機会を設けていくということが大事であるというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） ガイドラインを早速つくっていただけるということと、それからどうしても行政がやっぱり主体性をいつも持っているということが非常に大事なことだと思うんです。そのことのためには、先ほど私が建設課長にも確認をわざわざしたことも含めて、市長のほうにも、そういう人材の育成、初めに言いましたように育てるということと、一定のマンパワー的なものも含めて、この部分を改善をしていくということをお願いをいたしまして、1問目の質問をこれで終わります。

次に、2問目の質問でございますが、鳥インフル対策でございます。

毎年のように渡り鳥の飛来する時期に伴い発生する鳥インフルエンザ。ことしは隣の香川県で発生をいたしました。これ渡り鳥でございまして、韓国へ来れば必ず日本の九州へ来る、また鳥取、京都のほうにも近いところに来るということでございまして。高知はまだ発生はしていませんけれども、人への感染というものも心配され、さまざまな事態が予想されるわけです。いつ発生するかわからないこの鳥インフルエンザに対して、市はどのように認識をしているのか。また市内の養鶏農家、農場の状況、飼養羽数を合わせてお聞かせをください。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 西川議員さんの御質問にお答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、鳥獣及び人に感染する可能性がございますが、感染した鳥と濃密に接触するなどの特別な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられております。しかし、これが一たび発生しますと、生物環境への影響はもちろん、社会的及び経済的な影響が非常に大きいことから、日ごろから死亡または衰弱した野鳥の情報を得た場合、野鳥の回収、種類の同定、検査機関への依頼等の対応を速やかに行うことによって、ウイルスが検出された場合の防疫体制の円滑な整備につなげるべく行動することが重要と考えております。

市内養鶏農家数、農場の状況、飼養羽数でございますが、平成29年度の家畜頭羽数調査によりますと、2月1日現在、南国市内には高等学校も含め11の養鶏農家がございますが、採卵鶏、肉養鶏を主として、開放鶏舎におきましてケージや平飼い、平飼いと放し飼いの併用といった方法で飼養管理がされております。飼養羽数でございますが、規模の大きいところでは、ヤマサキ養鶏場が4万7,450羽、京場養鶏場が1万2,000羽、田所養鶏場が7,500羽などとなっております。市内の合計といたしましては7万4,967羽となっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 市内の飼養羽数っていうものはわかりました。小さな家禽、家で飼われているっていう方もおいででしょうけれども、大規模に飼われているところというのが一番いろいろあとの発生したときの対応というのも難しくなるわけでございますけれども。インフルエンザが発生したときには、初動態勢というのが重要となる、既にどのように対応していくかということは決められたマニュアルっていうものがあるかとも思いますけれども、お伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 鳥インフルエンザに対する初動態勢につきましてはですが、高知県では県鳥獣対策課の指導のもと、環境省自然環境局が昨年10月に改訂した野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアルに基づいて、鳥インフルエンザに対して備え、対応することとしております。

また、死亡・傷病野鳥の通報等につきましては、農林水産課のほうで対応しております。市への通報につきましては、休日時においても宿直を通じて担当者に連絡がとれるような体制をとっております。また、本市で異常が見られる鳥が発生した場合の対応につきましては、高病原性鳥インフルエンザ県内発生時対処計画に基づいて実施することとしております。

内容といたしましては、中央家畜保健衛生所香長支所で簡易検査を行い、陽性の結果が出た段階で、南国市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置いたしまして、埋却場所の選定、地域住民への説明会、風評被害への対応、健康相談などの準備を進めることしております。また、県の要請による防疫体制としましては、防疫措置に必要な人員の配置、消毒液の水の確保、現地防疫基地の設置、防疫作業員の搬送手段などの準備を行います。簡易検査から数時間程度で死亡した鳥のウイルス分離検査などで型が特定され、陰性か陽性かが判断されまして、強毒性と判明いたしましたら、患畜決定となって殺処分ということになります。また、先ほど御説明した事前に準備してきた事項につきましても、それぞれ実施していくということになります。

その後、防疫措置を14日以内に終了させ、防疫措置終了後に市内の学校など、さまざまな場所で飼育されている家禽の異常有無調査を実施した上で対策本部解散の検討に入り、防疫措置の終了から21日以上たてば移動制限や搬出制限が解除となります。この段階で事態の終息をマスコミ発表、またホームページ、防災行政無線等により、市民に周知をしていくということになります。これらが対処の一連の流れになると考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 私が少し心配しているのは、強毒性の鳥インフルエンザが南国市で発生をしたいうときに、どうするのかというそこなマニュアルで、一連の埋めるだとか焼くだとかというようなことが一般的に言われたわけですが、具体的に処理方法、一番大きいヤマサキの5万羽足らず、4万7,450と言いましたか、そこで発生をした場合に、どのようにそこを想定を現在しているのかというところを少しお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 発生した場合の鳥の処理についてでございますが、防疫措置につきましましては、農林水産省が示している高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に沿って行われるということになりますが、南国市内の農場で強毒性の鳥インフルエンザが発生した場合、発生農場の家禽については全て殺処分され、死骸は焼却また埋却されることとなります。また、農場としても閉鎖、消毒され、人の出入りについても禁止されることとなります。そして、発生農場を中心とした半径5キロから30キロの区域におきましては、21日以上、生きた家禽、死骸、その生産物と排せつ物の移動が原則的に禁止され、区域内の全ての養鶏場について、2回にわたりウイルス感染の有無を家畜防疫員が調べるのが義務づけられております。

最終発生の防疫措置が終了いたしましてから21日間に続発がなければ、基本的には移動禁止

の措置は解除されますけれども、その後も3カ月間は区域の監視が継続されます。全ての農場で清浄確認検査によりウイルス感染が否定された場合に、発生前の状態に戻ることになります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） それは初めにお聞きをした言葉だと私思うんですが。私がお聞きしているのは、発生した場合にどこで焼くのか、どこへ埋めるのかと、5万近い鳥が仮にヤマサキで起きた場合に、そこが大事なわけで。初めに課長のほうから説明のあったものは、本当に初めの教本のようなもので、私がお聞きをしたいとこと少し違うわけですが。私は発生したら、言うたように早期に70時間以内に埋めるとか焼くとかせにゃいかんていう話が出たわけですよね。で、実際そこが心配するのは、そういうことができるのかというところも含めてですけれども、そこな質問に行き着く前に、どこへという想定がされているのかというところをお聞きしゅうわけです。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 今の御質問でございますけれども、高知県と南国市では、平成25年度に計画策定しておるわけですが、殺処分した鳥の処理につきましては、埋却するという計画としております。埋却候補地としましては、大規模養鶏業者については農場内とし、ほか2カ所あわせて計3カ所を選定しております。それぞれ具体的な埋却箇所、また掘削する深さや延長などの規模等についても設定された計画となっております。埋却物は、消石灰、ブルーシート、クッションシート等で包み込んで、その上を土で覆うような処理になるかと思われまます。

今回の香川県の事案では、焼却処分を行っておったということでもありますけれども、当初より焼却処分が計画されていたということのようです。最近の他県の発生事例としては、宮崎や北海道では埋却処理のみで行われておりました。愛知県や京都府では早期封じ込めのために一時的に埋却処理を行った上、3年後に掘り起こして焼却されたという事例もあるようです。

本市におきましても、焼却処分が可能かどうかということについては、県のほうでは一定検討もされているようではございますが、香南清掃組合、施設周辺住民とも協議をしながら、実証試験等も含めて検討していく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） つまり、焼くところも埋めるところも具体ではないと。埋める場合には、埋めたときにどういう問題があるのかとか、焼くときに、ここでは香南清掃組合、大きな5万

ほどの鳥が出たときに香南清掃組合だけで対応ができるのか。私が聞いている範囲では、焼却する際にも、普通焼く焼却のごみとかいうような生ごみとかを放り込みゆう、あそこにぽんと放り込んで焼却をしていくとかいうわけにはいかない、何か一番熱のある焼却炉の中心のようなどころへ直接放り込みにゃいかんとかいうような話も聞いて。そうなるとか何か一羽一羽ではないですけども、人力でケースへ入れたものを持ってあげてやっていくとかいうようなことが必要であるわけですし。埋める場合も、あこな農場の中にとっても埋めるようなスペースはないだろうと私思うんです、ヤマサキ養鶏一つ想定しても。焼く場合にもそういうことが必要なわけで、そういう問題点を、いつ出るかわからない鳥インフルの場合、そこをきちっと詰めておかないと、本当にこれは絵に描いた餅っていうようなことになるわけで。私聞いてびっくりしたわけですけども、県の一つはこれは業務だとかいうようなこともわかるわけですけども、私、たくさんの市の職員がそこには協力せにゃいけないだろうし、一旦鳥インフルが出たっていうことになると、危機管理課とか農林水産課の部分ではなしに、人への問題とかということになると、保健関係ではかなりそういう体制もきちっと組んで、市民からのそういう問い合わせとか、いろんな不安解消のためにも、いろんな部分でそういう体制を組んでおく必要があるかと思うんです。聞いてびっくりしたんですけども、もう少し具体的に、今、香南清掃組合で焼くのにはどういう問題があるからこういうことを解決をしていくだとか、埋める場合にも一定のスペースがあるところをきちっと構えて、幾つかの案を持っていくだとかいうようなものをしっかりやっていただきたいなというふうに思うところです。私の言ったことで、いや、やってますよということでしたら、少し答えをいただきたいわけですけども。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） ただいまの御質問ですけども、焼却処分等その方法につきましては、香川県の場合を例に挙げますと、4カ所の焼却場に10%ずつ、一日の焼却量の10%ということを目処に、4カ所の焼却場で分割して実施されたということがあるようですけれども、南国市の場合におきますと、まだ香南清掃組合ともまだ協議も正式になされていないという部分もございます。また、施設の周辺住民との協議もまだできていないというような状況でございますので、他県の事例も参考にしながら、実証試験等行いながら検討していかねばならないということを考えます。それとまた、他市との連携ということも考えていかねばならないのかなと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 現状はわかりました。きょう、私が質問とかお願いしたことについて

て、早急に危機管理やら県含めて、しっかりした、いつ来ても対応ができる、それから対応ができないときにも、全てが100%そのときにできるというわけじゃないですけども、市民なりに説明する理由があると思うんです。こういう理由でなかなかここな部分ができないと、そこが私非常に必要なわけで。行政全般にもそうですけども、できないこともありましようけども、そこに向かってどうやっているかということ、そこが問われるっていうふうに思いますので、ぜひここな部分、対応というか暫時取りかかっていたきたい、いうことをお願いします。

また、鳥インフルエンザの発生を抑える一番重要なのは、日ごろよりの鳥を飼っているところの管理、ここが一番ポイントになろうと思うんですけども。ヤマサキ養鶏のことを一つ例に出して言いますが、現状は飼育している鳥が鶏舎外にしょっちゅう出てくるだとか、ふんとか排水の処理、それからにおいいうようなものについて、どのように把握をしているのか。あわせて飼育指導というようなものについては、環境課のほうも含めてどのようなことが現在されているのか。鳥が出るということは、鶏舎の中にネズミとか餌を求めてほかの野鳥も入ってくるわけです。そういうところがきちっと管理をされていないと、発生をしてからの対応というのも大事ですけども、発生をまずさせないいうところも大事なわけで、そこな辺の管理も指導というのも、私は行政の一つの役割があろうかというふうに思うんですが、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 飼育指導についての御質問でございます。

平飼い、ケージといった飼養管理の方法にかかわらず、家禽舎内で飼養されている鳥が外へ出て歩いているというような状況はないというのが正常な状態ということでございます。

農林水産省の飼養衛生管理基準におきましても、野鳥等の野生生物の家禽舎への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況も確認し、屋根や壁面等に破損がある場合には、遅滞なく破損箇所を修繕しましょうという項目もございますので、事業者には鳥インフルエンザに対する危機というものもありますので、基準に沿った対策を実施していただきますように家畜保健衛生所とも連携をしながら、現地において事業者と話し合いをしながら、適正な飼養管理のための指導を行っておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 議員さんおっしゃられましたヤマサキ農場養鶏場の悪臭等の問題、飼育指導についてでございますが、本市におきまして昭和53年5月に、悪臭についての陳情書

が地域住民から提出をされております。その後、多年にわたって悪臭防止指導の交渉を継続しておりますけれども、いまだ解決に至っておりません。本年度におきましても、家畜保健衛生所、農林水産課とともに悪臭防止の指導を行っておりますけれども、悪臭は軽減していないとお聞きをいたしております。

今後につきましても、関係機関と連携いたしまして、継続して悪臭防止の指導を行ってまいりますので、議員さんにおかれましても引き続き御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 非常に言葉では両課長ともしっかりやっているというようなふうに見えるんですが、ここの鶏舎、飼い方、それからふん尿の処理、においの発生、排水について、今までも長い間やっぱり指導をしてきていると思います。しかし、これが改善されてない。実は、この近隣に住む人たちは、50年にわたって大変な思いをしてきたという、いよいよここで今、地域の中でも当番をつくって排水の問題とか、ふん尿の処理とか、鶏舎の問題だとかいうのをパトロールをしてチェックをかけていると。どのようなこれから展開になるかはわかりませんが、行政がしっかりそこで指導をまずしておくということが大変大事なことになるかと思っております。きのう、きょう起こった問題ではないわけでごさいます、私が近隣の方に聞くと、50年にわたって私たちは我慢をしてきたという話をしております。法の中で本当にできることとできないことはあるかと思っておりますけれども、しっかりその辺は改善をさすように、特に鳥インフルについては、そのような鶏舎の状態で行われると本当にいつ出るかわかりませんし、今の対応の中では対応し切れないというのが、お話を聞いてそのような状況ではないかというふうに私思いますので、そこな辺よろしく願いまして、この点については終わります。

3点目でございますが、昨年、襲来をした台風災害の復旧でございます。

昨年の10月に2度にわたり来ました台風では、農業施設、農業ハウスを中心に多くの被害が出たわけですが、市の北部地域では道路や河川への倒木の被害が、風により大変出ました。

まず、お聞きをいたしますけれども、市の管理する道や河川への倒木、これに対する撤去処理、これの除去義務ってというのは、どこにあるのかをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。個人の土地にある樹木については、個人での管

理が必要と思っておりますが、災害時等急を要する場合については、二次災害を防ぐため通行や通水の確保を市で行っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 道の場合は通行の邪魔になるということで、すぐに倒木をチェーンソーなりで切つてのけて、一部通行ができるような形にはすぐとっているわけですがけれども、現在も河川への倒木というのは、北部地域周辺にもたくさんあるわけです。で、その倒木について、処理というのは具体にはどのようにされておりますか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 河川については、全ての河川について確認ができておりませんが、連絡のあった部分については、二次災害、水量がふえることによって上流部への護岸等に影響があればいけませんので、それについては撤去して寄せるということで。ただ、民地内の分については、個人さんに撤去していただくように連絡をいたしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 当然、民地内の倒木は所有者がやるわけです。私が言うのは、河川に倒れ込んできた倒木について、具体にはどのようにしているのかというのをお聞きしゅう。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えします。河川内にあるものについては、基本撤去した後、寄せるという形で置かしていただいています。場所的に全然置くところがない場合については、何とか市のほうで撤去をするという形で行っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） いや、原則的なところを聞きゅうがですけども、実際、河川に倒木がある場合、その木の所有者に了解を得て、市がのけているのか、その木の所有者がのけるべきなのかというところを聞きゅうわけです。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 基本的には、所有者さんにのけていただくのが本来ですが、河川内に落ち込んでいるものについては、市で応急的にのけております。

河川内に落ち込んでない、上にあるものについては、河道を阻害してない分については処理をしておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） ここで少し、県の取り扱いと違うんですね。市民の方は、どこまでが県

の管理河川か市の河川かはわからん。どこかで県の河川と市の河川とに分かれるわけですけども、管理のその場所が。県の場合は、基本、木の所有者に撤去義務があるということで撤去をさせてます。市が事情があつてのけるというのも構わないんですが、前回のときも道の境界のことで質問をしたんですが、いつも行政がどういうふうにしちつと考えて、どこが本当に原則どうなのかということをしちつと考えてというか、決めて対応しないと、私の知った範囲では奈路に七祐という問題の大きな山を削った工場がある、あの下なんかにもたくさんの倒木がかかった場合、七祐がのけてくれゆうねという話をすると、いや、そうじゃないと、県がのけてくれって言うき、のけているんだということで、レッカーでのけゆうわけですよ。そこな辺は、言うたら県であれ市であれ、原則は同じと思うがです。例えば、のける資力がないとか、いろんな条件があつて、いたし方ないから市がのけるというのはわかるんですが、倒木が河川へ倒れかかってきたものを、倒木自体が仮に名木のようなので必要だとかいうようなことを言われたときに、市はまた困るということになると思うんです。

実は、なぜ言うかということ、いまだに市が把握してない倒木もたくさんあつて、自分らがのけにやいかんろうか、いや、あこは市がのけてくれたよとかいうような話が交錯をして、対応がわからんなつちゆうわけです。そこは本来、木の所有者が、市の河川といえ道といえ市のとこに倒れてきたので、のけるべきとはそこにある。しかし、ようそこを撤去しない理由があるということで、県の場合なんかは撤去したら、撤去費用を木の所有者に請求しゆうみたいですね、河川の中に倒れてきた場合。そういうことをしっかり主体性を持っていただかないとわからんるがですね、住民の方どういふふうにしたらいいのかということも含めて。そこな辺は、私が言ったことを県のほうに問い合わせてもろうてもいいですけども、河川なり道なりへ迷惑をかけちゆうってというのが基本的な考え方じゃないのかなと。市がのけるというのは、理由があつてのけるというのは私構わんと思うがですけども、原則を踏まえておいていただきたいなということをお願いをいたしたいと。

また、道路に落ちそうな石とかいうのが、やっぱり今あるわけです。台風の影響もあるし、そうでもないときにも。それから、倒木がそれこそ落ちかかちゆうけども、落ちてはないとかいうのもたくさん見受けられるんですけど、そこへの対応っていうのはどのようにしますか。

**○議長（岡崎純男）** 建設課長。

**○建設課長（西川博由）** お答えいたします。原因が民地にある場合、権利者に連絡をしておりますが、構造物の設置等措置が必要な場合には、その地権者の方と用地等についての協議をさせていただいておるということでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） 要は、民地の部分なら、それこそ土地の所有者にも協力していただき、木の所有者にも協力いただかなければいけないわけですがけれども、じゃと言うてその人たちが道路の管理上それをのけるのかというと、のけはしないし、またそこを通行していて石が落ちてきた木が倒れてきたってということで、被害をこうむったものは、土地の所有者に損害賠償をするわけではなしに、道路管理者に私来ると思うがです。そこではほんで、早期に危険度、優先順位もあろうと思いますけども、早く除去なり、人の土地に擁壁はつくれないわけですがけれども、できる限りの対応をまず取っていただきたい、いうことをお願いをいたします。

また、奈路と上倉間の市道の中で、もう五、六カ月たちましたか台風が来て、幹線道路でございましてけれども、大きな崩れがあつて、いまだに通行制限をされてますけれども。これからまたタケノコの時期も来ますし、車がもう入らないかんという状況ですが、ここな修理の復旧の見通し、そこな辺をお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。市道中谷～上倉線の崩壊の箇所のことと思われまます。現在、仮復旧して軽四しか通れない状態になっておりますが、入札によって業者が決定しておりまして、3月中に施工を開始して本年度中の完了を予定しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） どうもありがとうございました。4点目にうつります。

空の駅なんこくまほらと新たに開設されるひこうき雲について質問をいたします。

空の駅まほらは、外商部門を残して図らずも3月で閉店をするということになりましたが、出品者というか品物を出している方とか商品開発などに、どのような影響が出るのかをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 3月末のまほらの閉店に伴います市となんこく空の駅推進協議会及び高知空港ビルとの協議の中で、まほらに出店をしております市内事業者をできる限り4月から高知空港ビル直営店になります新たなショップひこうき雲でも出品ができるように、特に協議会が今まで力を入れてまいりました四方竹商品を取り扱っていただけるようお願いをしております、高知空港ビルも前向きに検討いただいておりますのでございます。

また、まほらの現在の従業員の雇用につきましても、受け入れについて表明をしていただいております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） このたび空港ビル直営でショップひこうき雲というのが開店をされるわけですし、まほらが今月閉店というわけですが、こことの関連、南国市のまほらが閉店、ひこうき雲が開店ということで、経過、南国市が閉めるから直営店を開くってというようなことが事前にわかっておれば、南国市のかかわり方ゆうようなものもいろいろ出てきたかと思うんですが、その辺について協議をされたのか、含めて経過をお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 高知空港ビルとの店舗賃貸借契約は、市が締結をしております、主にまほら閉店の時期について市と協議会との協議状況に合わせ、高知空港ビルのほうにも経過を報告し、協議を続けてきたところでございます。まほら閉店が協議会の臨時総会で決定をしました12月の段階におきましては、平成30年度途中でまほらの閉店を想定をしておりましたけれども、現従業員の雇用関係を考慮しますと、年度で区切ることが望ましいとの結論に達したことから、平成30年3月末の閉店が決定し、高知空港ビルへの契約解除の申し入れを行ったところでございます。高知空港ビルにつきましては、旅客サービスの低下を防ぐために、まほらの閉店後のテナント空白期間をできるだけつくり、早期に新たなショップを開店したいという意向でございます。

この新たなショップは、高知県のアンテナショップとしての機能を備えるとともに、新聞、また雑誌、たばこ、雑貨といったような販売など、空港利用者の利便性の向上のためのコンビニの機能もあわせ持つ店舗とお聞きをしておるところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） このたび開店されるひこうき雲の運営について、南国市の意見や意向が少しでも反映できるようなものなのか、またそのような場はあるのか。また、南国市はどのようにこのひこうき雲を活かしていくのか。費用はまた南国市の発生しないのか、含めてお伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） この高知空港ビルが直営で運営をしますひこうき雲は、まほらと同じくアンテナショップ機能を持っておりますので、本市の新たな商品をこのひこうき雲のほうで紹介するという事は可能だと考えております。店舗を分けて、これから高知空港ビルのほうが直営で運営するわけですが、空港ビルとしても効果的な利用客の誘導も展開するという事で考えておりますので、本市の特産品の情報発信をぜひお願いしたいと考え

ております。

先ほど申されました費用についてということでございますけれども、あくまでお店は高知空港ビルの直営ということになっておりますので、特に南国市から費用を負担するということには考えておりません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） このたび、まほらのあこなあのアンテナショップは閉鎖をしていく。しかし、商品等については新たなひこうき雲のほうでも売れると、このようなことで認識をしましたけれども。まほらの外商部門を残すということですが、その理由をお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） まほらにつきましては、3月末で閉店とすることになりましたけれども、外商部門につきましては、四方竹商品を中心に県内外で多くの事業者と取引がされておりました。また原材料の四方竹は、市内生産者の生産量の約14%をこの空の駅が仕入れをしているという状況でございます。このことが四方竹の単価の維持を支え、農家所得の向上にも貢献しております。このことから、まほらに加えて、この外商部門まで一挙に閉鎖をするとすると、既存の商品は当然引き継がれることもなくなりますし、また、今まで協議会として築き上げてきました取引先との関係が全て途絶えることとなります。特に、四方竹生産者への影響が大きいと思いますので、平成30年につきましては、この外商部門を存続し、支援を続けていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、この外商部門単独でも、黒字化には至っていないという状況でございます。現在、県の産業振興アドバイザーの支援も受けながら、経営改善、そして組織体制の強化について検討をしております。平成31年度に向け、法人化あるいはJA事業への転換等も含めて、あらゆる選択肢をもって検討して結論を得たいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 6番西川議員。

○6番（西川 潔） この外商部門は、四方竹の販売いうものに大体特化したような事業になってきたというふうに理解をいたしましたが。この空の駅の閉店に伴う資料をいただいたときに見てみますと、四方竹の購入先が園芸連ということになっているわけです。四方竹は、南国市だけではなくして、高知市や高知市の向こうの七ツ淵組合とかいうようなことがありまして、もう向こうのほうの生産量が少し上回ってきたような状況になっている、いうふうに私は思っております。

そこで、少しでも農家の利益になるために、四方竹を園芸連から買うと当然園芸連にマージンが落ちるっていうことになろうと思いますし、南国市の金を使ってこういう事業をしているわけですから、南国市の農家に利益が落ちるようなことも考えないといけないし。園芸連から買って四方竹の単価を支えているっていう説明がございましたけれども、これは南国市の金を使って、高知県全体の四方竹の単価を支えているというふうにもとれるわけです。ぜひ、そんな流通を、南国市でつくったものを、恐らく奈路とか白木谷でできたものをそのままほらが買いゆうと思うがですけど、その四方竹を。書類上、園芸連に行って、農協なりを通じてまほらが買うということで、そこにも手数料が必要だと。そんな流通をすっきりして、南国市の生産農家に落ちるような仕組みもつくっていただきたいというふうに思います。

また、南国市の四方竹というのは、高知市とか七ツ淵の加工のやり方とは少し違ってまして、各生産農家で加工をして出荷をしているって、向こうの土佐山とか七ツ淵のほうは、共同加工というのをしております。南国市のほうは、個人でやっている関係で、どんどんどんタケノコの生える面積はふえてますけども、加工したタケノコというのは減少傾向にある、いうふうには思っております。新しいまほらを使って売るということも必要ではありまじょうが、やはり生産をどのようにして維持していくか、ふやしていくか。高知市の土佐山とか七ツ淵のほうは、一定の高齢になってもできる作業をして、収穫をして加工場へ持っていくと加工場のほうでしてくれる、それから集荷についても組合が集めてやる。つまり、車の運転ができなくなっても一定の高齢者の方でもできる、そういう仕組みをもうつくってるんですね。この売るところも非常に大事だとは思いますが、農家への利益にまずなるようなことを考えることと、生産をきちっと維持していくっていうことにも、そのほうが非常に生産維持というのが先じゃないのかなと、大事なことじゃないのかなというふうにも思いますので。企画課のほうではなかなかその部分についてどうこうできるわけではございませんが、これも農林水産課のほうにそのこともお願いをいたしまして、3月議会での質問をこれで終わらさせていただきます。ちょうど時間にもなりましたので、よろしくお願いたします。

○議長（岡崎純男） 1番神崎隆代議員。

〔1番 神崎隆代議員発言席〕

○1番（神崎隆代） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、学校での心肺蘇生教育についてお伺いたします。

今日では、AEDの使用によって突然の心停止から救命される事例も数多く報告されています。それでも全国的に、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死でなくなっております。学校でも、

毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しているということです。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例など複数報告されています。

平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつありますが、全国の教育現場で全児童を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年実績で小学校で4.1%、中学校で28.0%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況であると聞いています。南国市では、毎年香長中学校3年生が心肺蘇生法の講習を受けているとお聞きしました。小中学校の児童生徒への心肺蘇生教育の現状をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 神崎議員さんから小中学校の児童生徒への心肺蘇生教育の現状についてということで御質問がありました。南国市内におきましては、小学校では特に高学年を対象にして、保護者やPTAの協力を得て実施をしている学校が多くございます。白木谷小学校のような小規模校におきましては、全校児童、教職員を対象に地域ぐるみで実施をしている例もございます。中学校におきましては、中学校2年生で実施をしている学校や先ほど御質問の中にもありましたが、保健の授業の中で全学年を対象に実施している学校もございます。

心肺蘇生教育につきましては、子供たちの命を守ることはもちろんですが、緊急時の対応においても大変重要なことですので、各校において継続して実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） いざというときに出くわした場合は、講習を受けている場合とないでは対応の仕方も違ってくると思いますし、できれば全児童生徒が継続してその講習を受けるなどの機会をつくっていただければと思います。そのための今後の計画や方向性があればお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） AEDにつきましてもまた御質問があるようなんですが、そういったAEDの実習の中で、心肺蘇生教育について実践をしてみたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 教職員のAED講習の実施状況など具体的な取り組みをお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 教職員のAED講習の実施状況ですが、市内の各校において実施をしております。具体的には、水泳の開始時期に合わせて日赤や消防署に協力をさせていただき、PTAと合同で救命救急講習会を実施したり、児童につきましては主に高学年なんですが、保護者対象に実施をしている学校もございます。また、夏季休業中に消防署から講師を招聘し、教職員の校内研修として実施をしている学校もあります。

AEDの講習会を受講し修了いたしますと、2年間有効の修了証が発行されますので、以前私が勤務しておったときには、教職員は2年に1度講習会に参加をしていたこともあります。こういった活動をまた今後も継続して実施をしてみたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） ありがとうございます。

南国市においては、全ての小中学校にAEDが設置されているとお聞きいたしましたが、各学校のAED配置場所はどのような場所となっているのかをお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 学校でのAEDの配置場所につきましては、各校によって異なっておりますが、主に体育館の入り口でありますとか、生徒児童の玄関とか、職員室前や保健室等適切な箇所に設置をしております。ほとんどの学校がAEDは1つの所有になっておりますので、昼夜で置き場所を変えているというような学校もあるというふうに聞いております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） AEDの適正配置に関するガイドラインでは、心停止から遅くても5分以内に除細動が可能な配置が望まれる。また、心停止のリスクがある場所、運動場や体育館等の近くへの配置が望まれる。ふだんから目に入るわかりやすい場所で、可能な限り24時間誰もが使用できることが望ましいなどが書かれております。

各学校のAED配置場所を先ほどお答えいただきましたが、体育館の入り口とか玄関というのは屋外ということになりますでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 屋内に当たります。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 昼と夜で置き場所を変えるというところもあるということです。各学校のAED配置場所は適正な場所となっているのか再度検討していただき、配置場所がすぐわかるように、位置を示す掲示や位置案内のボードなどの活用も考えていただくことを要望いたします。置き場所が変わったりする場合は、いざというときにどこにあるのかっていうのは把握がなかなかできない場合もあると思いますので、よろしく願いいたします。

突然の心停止から救いうる命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものです。南国市においても、今後さらに児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進し、命を守るための安全な学校環境を築いていくことをお願いいたします。

次に、AEDについてお伺いいたします。

AED設置施設は、2004年7月に一般市民によるAEDの使用が認可されて以来、急速にふえています。医療機関や福祉施設はもちろんですが、駅や空港、温泉施設や銀行など、多くの人が利用する場所で普通に見かけるようになっていきます。南国市でもそうだと思います。

そこで、南国市のAED設置場所を調べるために、南国市AEDで検索すると、南国市内のAED設置場所を御存じですかという表示が担当危機管理課、掲載日2010年4月1日が出てきます。開いてみると、AED設置施設一覧表が掲載されております。平成21年12月1日現在のものです。学校、公民館、民間事業所など合わせて98の施設に設置されているということがわかりました。この数は今の時点でふえているということであれば、今後ネット表示は更新されますか、関係課長にお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 平成21年度に市内のAED設置場所の調査を行ってから、それ以降更新を行っておりません。21年の調査では、市内98カ所に設置されておりましたが、現在、日本救急医療財団のホームページ上で確認したところ、市内に262台が設置されているということです。市のホームページの更新につきましては、財団の全国AEDマップにリンクするようにしたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 1 番神崎議員。

○1 番（神崎隆代） ありがとうございます。

南国市が管理している公共施設の A E D 設置状況を関係課長にお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） まず、生涯学習課が社会教育施設について御報告をいたします。

生涯学習課では13の公民館、それと公民館的なものでございますが地区の体育館、久礼田、瓶岩、長岡西部の3つ、あと三和スポーツ交流センター、南国市スポーツセンター、吾岡山スポーツハウス、あと市立図書館に設置をしております。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 神崎議員の質問にお答えいたします。

南国市保健福祉センターのほうにも1台設置しておりまして、ホールのほうに設置しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 総務課の管理する A E D につきましては、市役所本庁舎の1階に入ってすぐ左手のところに設置しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 消防本部管理のものにつきましては、消防本部と北部出張所、そして市内各地に配置しております消防団の屯所に22台を配置しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 1 番神崎議員。

○1 番（神崎隆代） 保育施設等は設置はありませんか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 公立の保育所におきましては設置をしておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 1 番神崎議員。

○1 番（神崎隆代） 子育て支援課長にお聞きしますが、今後、設置のお考えはありますか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 現在のところは検討しておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 1 番神崎議員。

○1 番（神崎隆代） それは必要はないということでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 現在のところは検討していませんでしたが、今回のことも踏まえまして、今後必要であるかどうかのことも考え、また協議をしてみたいです。以上です。

○議長（岡崎純男） 1 番神崎議員。

○1 番（神崎隆代） 南国市の公共施設においては、もうほとんどの場所で A E D の設置ができてきているということ、またその A E D は全てリースということをお聞きしましたが、点検や更新などの管理はどのようにされていますか。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 各施設同じだと思いますので、代表して答えさせていただきたいと思っております。点検につきましては、各施設が契約をしておりますリース会社が定期的にバッテリー等のチェックを行っております。更新につきましては、各施設によって違うとは思いますが、例えば消防本部の場合は、5 年に 1 回の更新となっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 1 番神崎議員。

○1 番（神崎隆代） ありがとうございます。

A E D はいざというときに有効に使用できるように、その設置場所は日ごろから広く市民に周知する必要があると思います。どのように周知をされていますか。もちろんネット上では検索できますが、道を歩いていてもわかるような周知をしているところはありますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 設置場所につきましては、神崎議員言われましたように、ホームページに公表しているのみではないかと思っております。消防に関しては、積載の消防車両には A E D が乗っていますよというステッカーは張っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 1 番神崎議員。

○1 番（神崎隆代） できましたら、外を歩いているときに、ここの施設にはあるという案内板などがあれば、ありがたいところです。

先ほど、南国市が管理している公共施設の A E D 設置状況を関係課長にお聞きいたしました。公共施設では、設置施設の関係課がそれぞれ管理をしているようですが、民間事業所などに設置されている A E D に関しては、その事業所従業員のみが使用対象なのか、一般市民の誰でもが使用できるのかなどの情報収集や、設置場所がふえたときには更新をするなど継続して行う業務があると思います。

今回、A E D の継続管理業務等を含めた質問をするに当たって、さてどこに話を持っていけ

ばよいのかと考えた末、危機管理課長に持っていったわけですが、AEDに関しては一元化した窓口が必要ではないでしょうか。伊丹市では地域医療推進課、尾張旭市では消防本部消防総務課庶務係が問い合わせ先になっております。南国市の今後の窓口はどこになりますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） お答えをいたします。AEDの設置等に係る機器自体は、各施設で管理ということでいいと思いますが、今言われました周知であるとか啓発、それから操作方法などにつきましては、消防本部が救命講習等を行っておりますので、窓口というわけではございませんが、消防本部が中心になって実施したらよいのではないかと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） それでは、今後消防のほうにAEDに関しては問い合わせをすればよいということで、よろしくお伺いいたします。

伊丹市では、AEDを独自に設置し、緊急時の市民利用に御協力いただける事業所を、いたみAED使用協力応援団として登録し、市民の皆様の救命事案への使用協力を促進するとともに、その設置状況を公表することにより、緊急時における救命率の向上を図っています。

登録を受けた事業所には、いたみAED使用協力応援団の標章を配付し、掲示してもらっています。また、登録された事業者の情報については、広報や市のホームページ等で公表し、市民の皆様への周知を図っているということです。この伊丹市の取り組みに対する御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 御紹介いただきました伊丹市のAED使用協力応援団制度は、全国でも先進的な取り組みであると考えております。伊丹市の担当にお話を聞きますと、公共施設への整備が一定済んだので、どうすれば市民の救命率が上がるかということを考えたときに、民間のものを利用させてもらおうということから始まった制度だというふうに聞いておりますので、費用面も含めて制度をちょっと研究してみたいと思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） ありがとうございます。消防長のほうも研究をしていただけるということで、よいことは取り入れていただけるようによろしくお願いいたします。

AEDの設置については法的な設置義務はありませんが、市民の命を守る十分な体制を整えるためにも、今後さらに民間事業所などに働きかけ、設置場所をふやしていくことや最新の情

報を提供すること、案内板などで市民にわかりやすく周知をしていくことなどは喫緊の課題として取り組んでいただけますよう要望いたします。

南国市の公共施設に設置されているAEDは、そのほとんどが施設内設置となっています。その理由はどのようなことでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 各施設ごとにいろいろ理由はあると思うんですけども、基本的には、その施設の利用者のためのものであるということで、基本的には屋内へ設置されているのではないかと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） AEDが使用できるのは、基本的にその業務時間に限られていたり、公民館等に関しては閉館時には施錠されているということで、もしも公民館の外で万一の事態があった場合は、その中にAEDがあることがわかっていても使うことができないという状況はいかがなものかと思えます。

伊丹市では、平成29年8月から23カ所の小中学校のAEDを屋外へ移設し、校舎が施錠されている日でも使用できるようになりました。専用の箱を設置し、屋外に移したことで、校舎施錠時の地域でのイベントやスポーツクラブ活動中にも使用可能となり、いざというときに対応できるようになっています。

また、松原市では、平成17年12月から市の庁舎や公共施設などに、平成25年3月から市内の24時間営業のコンビニエンスストアにAEDの設置を行うなど、日本一安心・安全なまちを目指した取り組みを進めています。さらに、市内全小中学校22校にAEDの屋外型収納ボックスを導入し、これまでに主に職員室に設置していたAEDを屋外へ移設しました。このボックスは、屋外使用に耐えられる防じん、防水性能を持ち、いつでも容易にAEDを取り出すことができるものとなっているということです。

南国市でも、公共施設のAEDは24時間誰もが使用できるように、屋外設置の必要があると思いますが、御所見をお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 学校におけるAEDの設置ですが、議員さんおっしゃいますように、学校では屋外での活動もございます。夜間については、社会体育等でグラウンドでの活動もございますので、学校教育課としてはAEDの増設もまた要望をしておきますので、そういった際に今言われた屋外用のボックスですか、そういったものがどういうふう

設置できるのかということも勉強させていただきたいなというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 生涯学習課におきましても13公民館、あと体育施設等ございます。実は、今、吾岡山のスポーツハウスのほうは、利用者が吾岡山のグラウンドのほうが圧倒的に多うございますので、スポーツハウスにつきましては、この1カ所だけですが外に設置しております。他の公民館につきましても、先ほど教育次長も申しました収納ボックスということも勘案しながら考えていきたいと思っております。ただ、防災コミュニティーセンターで2階になっておる前浜とか三和とか、先ほど5分以内というお言葉もございましたので、外へ出すことが本当にいいのかっていうのは、施設によってまた検討する必要があると考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 消防屯所に設置しておりますAEDに関しては、基本的に消防団員さんが現場へ駆けつけて、そこで使用するということを想定しておりますので、車両に積載しておる関係上、屋外設置は少し難しいかなと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 本庁舎のAEDにつきましては、閉庁時は宿日直がおりますので連絡していただけたらというふうに思いますけれども、屋外のそういったボックスタイプで対応できるかというのは、また検討したいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 保健福祉センターにつきましては、日々行っております健診事業、また2階のホール等の方の利用者のために室内に設置をしておりますが、議員さんから御提案ありましたので、またそういった面も含めて検討したいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 南国市としましても、公共施設には24時間使用できるAEDがあるということがわかっているならば、市民の安心・安全につながっていくと思っております。まずは、本庁舎のAEDを玄関前に設置するとともに、小中学校へと屋外設置を進めていただきたいと思いますをお願いいたします。屋外型収納ボックス、いろいろ研究をしていただけるということです。防犯面では、鍵がかかっているないので、必ずしも盗難に遭わないというわけではないようです。それでも大音量ブザーのものとか、パトライトが点滅するものとか、いろいろな種類が販売さ

れているようですので、また御検討よろしくお願ひいたします。

心室細動になると、救命率は1分経過するごとに10%ずつ下がると言われています。救急車が通報を受けて現場に到着するには、全国平均で8.5分かかっているということです。一人でも多くの救命と後遺症の軽減を実現するには、倒れた人を見た人がちゅうちょすることなく、AEDを使用できる環境を整えていくことが必要であると思います。学校での実習の実施、普及啓発、AEDに関する情報の提供や公表等も含めまして、それぞれが取り組むべき事項を明確にするためにも、条例の制定も視野に入れて取り組んでほしいと思いますが、これについての御所見をお伺ひいたします。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） AEDの普及化の条例化につきましては、AEDの普及促進救命率アップが目的であると思いますので、今行っております救命講習時の普及啓発とあわせまして、検討してみたいと思いますけれども。条例案を見ますと、いわゆる小中学校のカリキュラムの中に取り込むというような内容もありますので、実際は県条例での対応がより効果的ではないかと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） ありがとうございます。

県のほうへも積極的に働きかけをしながら、まずは南国市が進んで取り組んでほしいと思います。また、伊丹市のほうではAEDの貸出事業を行っているということです。他市の事例などを参考にし、市民の命を守る取り組みを早急に進めていただきたいと思います。

最後に、給食についてお伺ひいたします。

中学校給食センターの稼働により、南国市の全ての小中学校での完全給食の実施が昨年12月1日より開始されました。中学校給食センターは、登録した19業者から食材を調達し、献立は南国市で、調理・配送は委託で行っており、給食費は1食300円ということです。1食300円で賄えているということでしょうか。食材に対しての補助はあるのですか、お伺ひいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 現状では300円食材費に充ててやっているのが実情です。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 南国市の食材の割合を事前にお聞きすると25%だということでした。中学校給食に対する前市長の思いは、食材に対しても100%南国市産でというものでした。現状

では25%だということですが、100%という思いには将来的に近づけるものなのかどうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 平成28年度の南国市産農産物の年間使用割合は、詳しく言いますと、食材数ベースで23.6%となっております。農業分野での地産地消の推進であるとか、商業分野での青果業者の経営確保と両面の確立を図りながら、バランスのとれた発注を考えて取り組んでおりますが、現状こうした中では、今年度は30%の数値が見込まれているところでございます。100%ということですが、何ベースでいくのかということもあるんですが、通常考えてみまして南国市産で全食材が賄えるかといいますと、それはなかなか難しいものもございますので、地産地消率をより上げるような努力は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 中学校給食が開始されて3カ月たちました。生徒、教職員からはどのような感想がありましたか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 中学校給食12月1日から開始いたしまして、約3カ月がたっております。この間、味や量についていろんな感想も聞かれております。例えば、量が少し少ないというような声も聞かれましたので、1月より全体の量をふやしていき、安定してきたということも聞いております。子供から、それから保護者からの声につきましては、現在3月15日締め切りのアンケート調査を生徒を対象に実施しているところでございます。そういった中で、またいろんな御意見が出てくるのではないかとというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 量が少ないからふやしたということですが、300円で賄ってふやすとなると、内容としてはちょっと乏しくなるというように単純に思うんですが。例えば具が少なくてお汁が多い親子丼ぶりの日は、お箸で食べにくいためお茶漬けのようにかきこんで食べないといけなかったとか、ほとんど具のないちらしずしなのにおかずは黒豆だけであったとか、あと盛りつけのお玉は2つあったほうが配膳準備が早くできるなどの感想や要望があったのではないのでしょうか。その時々での要望や改善に対する意見に対して、どのように対応をしておりますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） すぐできることについては、できるだけすぐ対応を  
していこうと思っております。量なんかについては、献立が事前にでき上がっており、発注を  
かけておるようなこともありますので、なかなかすぐに変えれないところもあるんですが、こ  
れは1月に若干ふやし、2月、3月にもふやしていくような形で順を追って量をふやしていっ  
たりもしております。

なお、あと、味でのことであるとか、配膳のことにつきましてもいろんな御意見もいた  
だいておりますので、今後できることから順にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 各学校の校長先生が給食の30分前までに検食をし、検食後の記入をして  
いるということですが、検食の際には異物混入、異味・異臭がないか、加熱・冷却処理が適切  
か、1食分の量が適切か、味つけや色彩・形態が適切かなどを確認し、検食簿へ記録している  
と思います。検食簿の回収はいつしていますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 中学校給食の場合、始まったばかりということもあ  
りましたので、当初は2週間に一度回収をしております。通常は1カ月ということ、現在は  
1カ月に一度回収をするということにしているということをお伺いしております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 検食簿の記入の中には、味とか量とか形態、色彩とか記入するような場  
面というか、その項目はありますか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 余り細かいところまでテーマというか課題を上げて  
はないんですが、学校長が気がついたところは記入するようにしております。なお、少し言  
い忘れておりましたが、何かマイナスな要素がある場合には、学校長はすぐに給食センターの  
ほうに連絡するというにはなっております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 私としては、検食簿というのは毎日のように回収をしているものと思っ  
ておりましたが、お聞きすると2週間ぐらいっていうことでした。その感覚で今後その給食を  
よりよくしていこうっていうことに関しては、必要なことがチェックできていくのかどうかと  
いうことを思います。味とか量とか見た目も、給食は子供にとって本当に楽しみな給食となる  
ためには必要だと思いますが、味とか量を生徒が満足のいくものとするために、検食簿の意見

欄もあると思いますが、どのような工夫がされていますか、お聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 先ほども申しましたように、検食簿だけで意見を聴取するわけではございませんので、日々給食を配給する場合に状況についてお聞きするとか、それから日常的に食数なんかの関係もありますので、給食センターとのやりとりは行います。そういう中で気のついたことがあれば、特に注意すべきようなことがありましたら、学校から給食センターのほうには感想、意見が上がってくるというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 私がお聞きした意見の中では、先ほどの意見としての内容とか味とかのことを話をしても、すぐに対応してくれないというお話がありました。今後、味や量や配膳などの準備などでも各教室で上がった率直な意見を集約して、早急に対応できるように取り組むことをお願いしたいです。改善に取り組むことの繰り返しによって、生徒にとってよりよい満足のゆく中学校給食となっていくと思います。始まったばかりの今だからこそ柔軟に対応できると思いますので、どうかよろしくお聞きいたします。

給食費の無料化についてもお伺いいたします。

全国では、少子化、過疎化を食いとめるための対策として、給食費の無料化に踏み切ったという自治体もあるということです。給食の無料化に対する御所見をお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 給食の無料化についてでございますが、神崎議員さんおっしゃいましたように、全国的には増加傾向にあるということを知っております。平成28年度までの状況を見ますと、約60ぐらいの自治体を実施しているということです。

無料化のメリットとしては、子供の貧困対策という点から見る子育て支援の強化でありますとか、保護者の負担軽減でありますとか、給食費の徴収業務がなくなるという教職員の負担軽減なども考えられます。じゃあ、デメリットはということだと、これはもうおわかりのように、財政的な負担がかなりかかってくるということになってきます。単純計算で、南国市の給食費を無償化した場合には約1億4,000万円ということが見込まれますので、こういった財源の確保の面での課題が最も大きいと考えられます。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） ありがとうございます。

1億4,000万円ってすごく大きい金額ですね。今、高知市等の連携で2段階移住が言われて

いますが、2段階目に南国市を選んでもらう要素として、給食費無料化の実施は大きいと思いますが、せめて第3子からの無料化から始めるということはどうでしょうか、可能でしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 今、突然御提案をいただきましたので、私のほうができるとかできないとかいう回答はできないと思いますが、そういった保護者の負担軽減にかかわるような施策というのは、給食費だけではなくて、いろんな面で考えていかねばならないと思います。例えば、就学援助のことなんかにいたしましても、そういった面の負担を少しでも軽減できればということで考えておりますので、一つの御提案ということでお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、教育次長からもお答えしましたが、一つの御提案を今いただいたと思ってます。今後、南国市の全体の施策の中で、子育て支援をどういうふうに考えていくかということの中の一環として、そういう案もあるということで、今後のこととしてまたそういった案も含めて、子育て支援を考えていきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 1番神崎議員。

○1番（神崎隆代） 前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

文科省によると、2015年5月1日時点で、公立小学校の学校給食費は月平均4,301円、公立中学校は4,921円、子供の貧困などを背景に、学校給食の役割に注目した自治体間で無償化の動きが広がっており、先ほど課長もお答えしていただいたように、16年度までに約60自治体の実施しているとのことです。家庭環境による栄養格差をどう改善するかという点で、学校給食の果たす役割は大きいと言えます。その上で、なぜ無償化が論議されているのか、理由の一つとして、先ほども述べましたが子供の貧困があります。給食費は、低所得家庭ほど負担感が強く、文科省の調査では、給食費未払いの原因の約3割は、保護者の経済的な理由によるということです。生活保護や就学援助の制度を利用する方法もありますが、申請をためらったり、制度そのものを知らないケースも少なくないとのことです。低所得世帯に絞って無償化するという考え方はありますが、貧困のレッテル張りにつながり、子供の心を傷つけかねないとの指摘もございます。

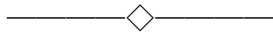
こうした観点から、保護者の所得にかかわらず、給食費を無償化することの必要性が文科省のほうでも論議されています。無料化につきましては、財源の捻出も難しいかもしれませんが、今後の課題といたしまして、常に検討していただければと思います。

今回の中学校給食の質問では、子供たちが喜んでいるかどうかが気になりましたので、質問をさせていただきました。ぜひ子供たちの声を聞き取って、足立区の給食に負けない給食を目指していただくことを希望いたします。私の質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時2分 休憩



午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。8番高木正平議員。

〔8番 高木正平議員発言席〕

○8番（高木正平） 今定例会開会の日、久しぶりに市長にお目にかかることができましたが、随分お元気になられた御様子とお見受けいたしましたし、これからなおも健康に御留意をいただきまして、市政の運営に当たっていただくことを心から切望いたします。

陰暦で3月は弥生と申しますが、その語源は、いよいよますます生い茂るという意味でございます。まさに、この季節にふさわしく、市長にその意を持って市政の運営に当たっていただきたいと、重ね重ね思うところでございます。

平成23年3月11日金曜日午後2時46分、あの日その一瞬から7年という歳月がたちました。この週末には、市長、議長ともども岩沼市の追悼式典に臨まれますが、物心ともに復興を願う南国市民の心を手向けていただきますよう願うところでございます。

それでは、毎回のことでございますが、南海トラフ地震、津波に関しましての質問をさせていただきます。

東日本大震災で、姉妹都市岩沼市の状況はと改めて見てみますと、地震の規模はマグニチュード9、震度は6弱で、発生は午後2時46分です。岩沼市の規模、状態で、本市で発生したと仮定して、保育所の地震・津波対策は万全なのか、不安はないのか。大湊保育所の地震・津波対策は完遂なのか、順次お伺いいたします。

一つの想定でございますが、突然地面が大きく揺れ、その揺れは随分長く続き、身構えようにもとても動けず何もできない状態であっても、保育士の皆さんは、とにかく園児を守らなければならないと、体を張って瞬時の安全策を、態勢をとるものと思います。

このような状況かと推測する中で、建物の構造面は、崩落の危険など心配は全くないものなのか、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。建物の耐震補強は行っておりますが、非構造部材については耐震化ができておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 8番高木議員。

○8番（高木正平） 耐震化が完了しているということは、随分前の質問をさせていただきましたときも九十何%台ということで、公共施設の耐震化率をそのように記憶をいたしておりますが、まず保育所も耐震化はほぼ完了している、でも非構造部材の耐震対策につきましてはまだ十分ではないという今課長のお答えがございましたけれども、27年6月の定例会で、幼保支援課長の答弁は、窓ガラスの飛散防止フィルム張りを進めたと言われ、そのことで完遂しているかなと思いきやですけども、そのあたりは現状実際いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 飛散防止フィルム工事は完了しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 8番高木議員。

○8番（高木正平） 飛散防止フィルムのフィルム張りは完遂し、でも保育所のそれぞれの保育室には、天井の照明も含めて整理棚もありましょうし、さまざまな備品があるわけですけども、これらの転倒による危険性について、その27年度の答弁の中で順次確認チェックを行うと答弁をされましたけれども、その落下防止、家具あるいは整理棚のこのあたりの固定も含めて、その後の対応策、2年余りを経過をいたしておりますけれども、その結果どうでございましたでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 各保育施設で、本棚、靴箱などの転倒防止対策を進めてまいりました。転倒のおそれのあるかばん入れの棚などを処分し、かばんかけフックに変更したり、常時使用しないものは倉庫に保管するなどの対応をした保育施設もあります。また、棚の上などには、地震の揺れにより落下してくるものを置かないよう各保育施設で取り組んでいるところですが、保育施設へ訪問し確認をすると、CDプレーヤーやキーボードなどを棚の上に置いて使用し、そのままにしているケースなどがありました。今後も、注意喚起を行っていきたいと考えております。

なお、天井等の非構造部材には、先ほどもお答えをいたしましたが、まだ対応ができていない状況です。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 8番高木議員。

○8番（高木正平） それぞれ施設の中の保育室を含めまして、設備品ということについての揺れの対策というものは、当然施設の管理者として完遂しておく必要がありますし、まだ途中段階というのはいささか不安を覚えるものでございますけれども。その設備品についての危険防止とあわせて、日常的に保育士が日ごろ保育をする中で気づくことなどにつきましての対応ということも、それも非常に細かなことになるかもわかりませんが、運営面で生じる危険性についての工夫は、保育士の皆様も当たっておられると思いますけれども、ここは設置者としての設備面での揺れ対策というものは、やはりもう少しこう真剣にといいいますか、完遂できる方向での取り組みが必要だと思いますけれども、そのあたりの計画性、実効性、その見通しなどはいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） それぞれの施設で、防止対策を進めているということをお伝えしましたが、実際まだこの部分ができてないということも話を聞いております。それには、ある程度の予算も必要となってきますので、再度まだできてない部分、ここは対応したほうが良いというところを確認しまして、対応できるところから順次進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 8番高木議員。

○8番（高木正平） 今回、通告いたしてありますのは大湊保育所ということで、具体的に施設名を掲げてはおりますけれども、公立保育所そして社会福祉法人の保育室を含めて、当然幼稚園もということでありまして、こども園も無論のことですけれども、それぞれ施設の耐震化と、そして耐震化が完備された後の構造的な耐震対策のことにつきましては、直ちに完遂していただけるような手はずでお取り組みをいただきたいということを強調しておきたいと思っております。

2年前にもお聞きいたしましたけれども、今、その整理棚とか机とかいうことを申し上げましたけれども、なかなか固定化することについての常日ごろの保育の運営の中で、これはと思うのがピアノやオルガンですけれども、この凶器というものはどうにも必要とする、この種の備品でございますので、このことの危険防止対策についての保育士そのものの保育の実施の中での姿勢といいいますか、どのような対応策を常々持ち続けていることが必要なのか。固定することが極めて現実的でない中では、どんなふうに対応策ができるかなということをお聞きしたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） ピアノなどにおきましては、固定をしている保育施設もありますが、行事などで移動が必要な保育施設においては、固定をしていない保育施設もあります。また、大湊保育所におきましては、ホールの隅にピアノがありますが、基本ピアノのそばで子供たちが遊ぶことはなく、緊急地震速報が流れた際には、ピアノのそばから離れる訓練をしております。また、私の勉強不足でしたが、ピアノというのは必ずかっちり固定をするものと思ってたんですが、倒れにくくするけれども動かすことが可能なやり方というものもあるというのを聞きましたので、それについてももう少し勉強して、行事のときに移動が必要な園などにつきましては、そのような対応も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 8番高木議員。

○8番（高木正平） 常々の、その安全対策につきましての子育て支援課長のあるいは子育て支援課の皆様方の姿勢で、現場の保育士の皆様方との、その常にタイアップした体制をこの先も維持していただきたいと、そう願うところでございますが。揺れがおさまり、子供たちのその状態をと想像してみますと、不安や恐怖におびえ、震え泣く子も多く、多分硬直した状態だと思っております。その状態の中で、保育士の皆さんは、即座に津波からこの避難に立ち上がります。園舎から大湊小南避難タワーまで、全ての園児がタワーに避難を完了するのにどれぐらいの時間を要するのでしょうか。これまでの繰り返し行われてきた避難訓練の実績から、どのように捉えておりますか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 園舎から運動場に避難し、そして運動場から南に抜け、園舎西側の田んぼに沿った道を通って避難タワーに避難する場合は、約7分と聞いております。実際は、大きな揺れを体感した後での避難、予定している避難経路の安全性、そして避難途中での余震発生等考えると、訓練と同等の時間での避難は非常に厳しいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 8番高木議員。

○8番（高木正平） どれぐらいの時間を必要とするのかというのは、訓練によっても、また実際その状況を想定した中でも、ずれは出てくるとは思いますけれども、ただ、今1つ、園舎からまず園庭に集めて、そして東側の通路を通って避難するということですがけれども、少しそれはロスが多くあるんじゃないかなと思いますけれども。このあたりのことは、保育士さんが日々保育の中で突発的なことが起こった場合を想定すると、そういうマニュアルといいますか、動線というのは適切かどうかということをちょっと疑いを持ちます。なぜならば、園庭に避難

をして、避難タワーはさらにその北側にありますので、園舎を挟んで。むしろ、そのあたりの工夫については、どのような、保育室から屋外への集まるルートと場所と、それから即避難タワーに向かえるというような、この動線の再考が必要だと思いますけれども、今実際、課長が想定した中でいかがですか、南に出て北に逃れる。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 4、5歳児、また3歳児ですね、南舎のほうで保育をしておりますので、保育の際は上履きを履いてます。その上履きのままで、すぐに園庭のほうへ避難をし、園庭のほうから本来東の通路、ごめんなさい、園舎と塀の間に少し通路がありますが、そこを逃げて逃げるという方法もありますが、金網が実際どうなってるのか、実際被害があったときどうなるかが想定がちょっとできないので、一番安全だと思われる南に抜けて、それから西側の田んぼ道を通るということでしたが。ちょっと私が田んぼ道を見ますと、すぐそばに側溝もありますので、田んぼ道の幅自体もそんなに広くはないですので、また余震などがあつたり、またその避難経路の田んぼ道がどうなるかもわかりませんので、田んぼを通れる時期は田んぼを突っ切るのも一つの方法ではないかなというところで園長と話したことです。まあいろんな方法があるのではないかとということで、園のほうでも今検討しているところです。以上です。

○議長（岡崎純男） 8番高木議員。

○8番（高木正平） 今いろんな方法があるとおっしゃられたことが、まさにそのことであつて、いろんな方法を駆使して、訓練の折に工夫ということも加えて、いろんな方法を体験していただけたらいいと思います。事実、大湊保育園では、子供たちが通園してきた靴を、これまでは靴箱に整理をしておりましたものを、そのまま廊下といいますか、軒下というか、園舎と園庭をつなぐスペースに、そこに並べて脱ぎそろえるというふうな形をとったりもしております。これも、靴箱が倒れるおそれがある、靴箱に入れることによって外履きへの履きかえに手間取る、さまざまなことを思いめぐらせながらそんな方法をとっておりますし、そのほうがベストとも思いませんけれども、いろんな手法を講じて、これからも保育士の皆さん方の、そのお互いの提案を尊重しながら訓練を続けていただくことを願いたいと思うところですが、まずは、津波、大湊小南避難タワーに逃れることに保育士の皆様が行動を始める。私の想像で申し上げますと、多分保育士の皆さんも動揺を抑えながら、園児の手を引いたり、また背負ったり、うだいたりして避難タワーに逃れるんじゃないかなというふうに想像をしますけれども。1度では無理とすれば、またすぐ園舎に引き返し、逐次園児の避難を続けられるはず

じゃないかと思いますが、そのことで全員の避難を完遂することになります、これまでの経験で7分ぐらいかなということですけども。今課長もおっしゃられたさまざまな方法、避難動線ということも踏まえて、これからもそのマニュアルの工夫というものを現場と一体になってつくり、検証し、見直すというふうな作業をぜひ続けていただきたいというお願いを加えておきたいと思います。

実際、この大湊保育所での避難訓練、あわせて大湊小学校の避難訓練も、校長先生以下随分と、指定された以後も継続されておりますが、大湊小学校の児童との避難体験、このあたりの連携といいますか、タイアップしての訓練という実態はいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 大湊小学校校庭で、大湊小学校生との交流時に地震が発生したという想定で、合同避難訓練が計画、実施されております。以上です。

○議長（岡崎純男） 8番高木議員。

○8番（高木正平） 東日本大震災の保育施設あるいは小学校、中学校施設、学校施設での悲惨きわまりない被害の状況というのは、今も思い起こしますけれども。大湊保育所そしてすぐ北側に大湊小南避難タワーがあって、その北側に小学校があるわけでございますけれども、園児は小学校への進級進学を目指して、その間にある避難タワーの存在を、園児自身の子供の心の中にもしっかり持ち続けていくことで、保育園の園児たちの、保育士の皆様方の手助けもあわせて、津波に対する、地震に対する対応が日々積み重ねていっておられると思うところです。その子供全員の避難を無事に終えた後、園児ゆえに必携しなければならないものとか、一夜を明かすとするならば最小限の持ち出すものなど、その分担とか瞬時に適宜に行動する指針など保育指導時の確認といいますか、認識はいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 保育士は認識をしているところですが、告知なしの訓練というのも実は行っているんですが、そういう訓練の際には、慌てて避難袋、携帯電話など必要なものを持ち出すことができなかったという反省点が挙がっております。また、タワーのほうには、保護者会の御協力をいただいて、非常時対応の、被災したときの備蓄品を保管しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） とにかく避難タワーに逃れ、園舎に舞い戻るということは危険きわまりないことですが、園児全員の避難と、避難に必携するものなど、詳細なマニュアルというか、

あらかじめ申し合わせをして、その対応が瞬時に整えられるよう常々気かけながら、保育施設の現場との密な対応を尊重していただくようお願いしたいと思います。本当に想像はしたくありませんけれども、岩沼市の状況で発生すると、津波が襲ってまいります。幼い子供たちの命をしっかりと守る、大湊保育所の保育士の皆さんの使命感に敬意を申し上げます。

浸水予測地であっても、先祖からの営みを大切に、子供から御高齢の皆様、誰もが触れ合う私たちの地域には、確実に命が守られる強固で盤石な避難タワーが、おかげさまで完備をいたしております。避難タワーの存在は、朝に夕に、深夜にも明かりがとまり、毎日見なれている光景が津波への備えであり、避難タワーに向かう即座の行動を怠ることがないよう常に身に備えているところでございます。いずれ、突然のその日、東日本大震災の教訓をしっかりと受けとめ、生かし続け、大湊保育所の子供たち、輝く命を地域でしっかりと守り育てまいりたいと、そう思っております。大湊小学校校区に住む住民1,719人の真剣な思い、真摯な思いでございます。市長は、どう受けとめていただけますでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど来、高木議員さんには私の復帰について励ましの言葉をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの御質問でございますが、いつかは必ず来ると言われる南海トラフ地震に対しまして、子供のころから正しい知識を習得し、命を守る大切さを身につけていくことは、とても大切なことであります。それを、保育所や小学校では、地域、家庭などと連携しながら進めていく必要はもちろんございます。現在、南国市の中では1つの方針を決めて、それに津波浸水区域から津波浸水区域外への移転という方針を決めて、取り組みを進めているところでございます。

大湊小学校区にお住まいの皆様の大湊保育所への思いや、地元保育所で子供たちを守り育てたいという思いはよく理解できるところでございます。私自身も、前浜地区の代表者の会に出席させていただいて、お声も聞かせていただいたところです。できれば、今までのように、各地域地域で地元に着した保育環境を維持できればと思う気持ちもございます。

しかしながら、大湊保育所におきましては津波浸水区域ということで、その備えについて考えなければならないということがございます。先ほど、課長が答弁をしましてとおおり、多様な場面の南海トラフ地震を想定して、避難訓練を実施しておるところです。しかしながら、長い時間、本当に想像もつかないような大きな揺れを体感した後で避難する、また予定をしている避難経路の安全性や避難途中での余震発生などを考えると、安全な場所へスムーズに避難が確

実にできるかということとは少し不安を覚えるところでございます。

先ほど、質問でもありましたとおり、大湊保育所は耐震補強工事は実施済みでございますが、非構造部材、天井落下等の耐震補強という点では、非構造部材はまだなされていないというところでございます。大湊保育所自体が、昭和54年建てで38年経過しているということで、設備等も相当老朽化が進んでいる状況であります。天井の崩落また壁の落下もやはり心配されるところであります。

こういった中、津波浸水区域外への移転を進めている方向性、また保育園児数も現在60名の定員のところ、きょう現在では21名というふうに聞いているところでございまして、その保育所の設備に対する整備、非構造部材の耐震化また設備の更新等を考えますと、相当な経費も発生することも予想されるところでございます。恐らく、100万円単位ではきかず、数千万円単位にも上るのではないかとこのふうにも思うところです。それだけの市税を投入して、その効率性、事業効果が図れるかということも、やはり市長としては考えなければいけないところもございまして。このような中で、南国市としましてはやはり、昨年去る12月議会で方針としてお示ししました、あけぼの保育所との統廃合という方向を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）** 高木議員。

**○8番（高木正平）** 南国市長は、南国市民の福祉の増進ということで、幸せを思うさまざまな諸施策によって行政の運営に当たるわけですけれども、私たち大湊地区に住む1,719名の者は、地域の子供たちを守り育てるという大きな使命感に燃えて、子供たちを見守る中で、その思いを今もこれからも気持ちを燃やし続けてまいりたいと思います。南国市長が市民の健康増進を願う思いと同じように、地域に住む子供たちは地域の我々が、まず身近な我々が守るということをお願いしておきたいということと、今、市長がお答えしてくださいました、保育施設の中でも古い建築年度の施設でございますので、老朽化からくるさまざまな、いわゆる手を加える必要がある、これへの経費を比較したときというふうなお答えのように記憶いたしますけれども。この経費の比較と、地域に住む人々が地域の子供たちとこの地で過ごすということへの思いの比較とどうなのかなといいますが、やはりそこに住む人たちとその地域の子供たちを地域で見るとこのことの比重のほうが、むしろ非常に大きな意義を持つものであると思いますので、経費の比較よりも、比較することすらもできない、輝く命を守る地元の思いというものを、いま一度受けとめていただきたいということをお伝え申し上げたいと思います。

東日本大震災の被災地から届きます、この風化という状況ですけれども、教訓を私たちは課

題として生かさなければならぬというのは、かねがね思うところでございますけれども、課題は問題点でもあります。最後に、危機管理課長に地域の防災活動につきまして、お聞きしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 南海トラフ地震対策には、揺れ、津波、土砂崩れ、火災などさまざまな事案に対する対策が必要です。どの対策においても、基本はまず命を守ることになります。命を守るためには事前の備えが大切です。備えることとは地震について知ること、正しく知っていることはその対応もしっかりとできることになります。学習すること、知識をふやすこと、そして備蓄をすること、住宅の耐震化をすることなどたくさんあります。

自分の命は自分で守るという自助、自分の命を守ることは、誰かがしてくれるのではなく自分ですということです。学習すること、避難するという行動を起こすことや住宅の耐震化などの対策を行うことは自分自身で決めて行うことです。これらの行動を決定することは、自分自身の意思決定がなければできません。自分で意思決定できるようになることが重要なことだと思っております。

そして、1人ではできないことは、共助、近助で行うことになります。自分たちの地域は自分たちで守るという共助、向こう三軒両隣で助け合う近助、これにつきましては自主防災組織の根幹です。自主防災組織は、会長さん、役員さんや一部のリーダーの組織ではありません。地域全体が自主防災組織です。ですので、自主防災組織の活動は地域の活動であり、その活動はふだんからの交流、地域のつながりがなければ成り立ちません。女性の参加、若者の参加も不可欠です。みんなが参加する、みんながリーダーであるということ、そして防災の原点である自助、共助、近助について再確認していただくことが重要なことでもありますので、自主防災組織と連携して、その周知、啓発に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 危機管理課長の先ほどのお答えをお伺いいたしまして、やはり危機管理課長は、これまで集中してこの課題に熱心に取り組まれたことのその自信が、このような答弁として、毎度お聞きするような思いもいたしますけれども。やっぱり地域で防災訓練をしているながら、少し参加者の数が少なくなってきたとかいうふうな現状も、そのことを打破していきたいような工夫とか、そのあたりに踏み込んだ防災活動、訓練のあり方なども研究していきたいということを思っておりますので、ぜひその折には御助言をいただきたいと思っておりますし、

全市挙げての訓練についての検討も、今後も取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。次にお知らせいたします。

群雄割拠の時代、元親の時代、土佐の政治経済の中心が岡豊城であった時代。土佐に岡豊文化の華が咲き、岡豊城下は活気に満ちあふれ、にぎわう様子に思いをはせまして、質問をさせていただきます。

岡豊城は、国指定の史跡でございます。この指定を目指し、切望し、結果、念願かなったの指定で、その指定から平成30年度は10年といういわゆる節目の年となります。この間、文化財保護また活用につきまして、指定を生かした取り組み、どのように取り組まれたのか、まずお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 史跡の名前で、岡豊城跡という表現を使わせていただきます。岡豊城跡は、平成20年7月28日に国の史跡に指定されました。これを契機として、土佐のまほろば地区振興協議会が設立され、同会を中軸として岡豊山さくらまつりが開催されるようになり、今月末で第9回の開催となります。また、平成24年3月には、史跡岡豊城保存管理計画が策定されました。史跡の指定されているところ以外でも、まだまだ史跡に値する部分があるということで、追加して調査を行っていくということを管理計画の中では今後の方針としてうたっております。それに基づき、調査もしてまいりましたが、まだまだ調査の面積自体としては十分なものに至っておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 国史跡に指定されての10年間、指定による価値観や誇り得ることと申しますか、本市の文化財行政の活力にどうなったのか、この点はいかがかお伺いしたいところですが、先ほど岡豊保存計画ということも言われましたけれども、どこまでもこれはいわゆるその立場にある関係機関の方々へのこの計画での遂行であるというふうに申しますけれども、指定されて地域の方を含めて南国市あるいは高知県下にどのような利益につながるようなことがあったのかどうか、この点についてのお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほども申し上げました、土佐のまほろば地区振興協議会、地元岡豊や国分の方が中心となってございますが、地域住民がみずからの居住する地域に誇りを持ち、史跡の保存や活用に積極的に携わってくださるようになりました。先ほどの管理計画の中にも、まほろば地区振興協議会の方も委員として、策定委員の中に加わっていただいております。

ます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 振興協議会の方々の誇りになったということは、大変これは成果のあることですが、文化財行政を担う、行政としての活力にどうつながったという点をお伺いしておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 文化財の活用といいますか、今までは調査、保存、管理に依存しておったものでございます。文化庁の方針も、整備、活用してこそ文化財という指導といいますか助言に変わってきております。こちらは、歴史民俗資料館とともに公園のような体なしております。このことは、整備の一端ではございます。ただ、先ほども申し上げましたように、史跡としての価値があり得る部分は、まだまだ今の指定のしておるところ以上にございますので、調査それから国の史跡への追加指定で、さらなる整備をしていくということが必要でございますが、まだその道のりの緒についたばかりというような状況でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 課長のほうから、整備、活用をしての文化財というふうにお答えをいただきましたので、このことを捉えながら、以下、質問を続けさせていただきたいと思っております。

この岡豊城跡と、課長も言われましたことで、岡豊城跡の指定につきましては10年前になりますけれども、それ以前から、指定が受けられるよう教育委員会が示した整備方針は、南斜面の個人所有の土地、買収し公有地化するというふうなこの方針もありまして、指定に弾みがついたと聞き及んでおりますけれども、このことはいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 南斜面、伝家老屋敷曲輪跡、こちらの部分については私有地ですので、調査につきましては地権者の同意を得て調査をしておるということでございます。史跡に追加指定する手順といたしまして、発掘調査や報告書を作成し、史跡に値するであろうという根拠づけを行った後、国に申請をすることとなります。その際には、私有地の方につきましては、同意を得て申請をするというふうな手順になります。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 国史跡指定を目指して10年余り前から、そのことの実現のためにということのお取り組みは、行政機関はもとよりですが、地元の方々も含めた関係者の切望は

非常に大きく、取り組みに随分と御難儀をされたということを想像いたしますけれども。このときに教育委員会の方針として、民有地、私有地の公有地化ということを随分整備方針として示されたということのように聞き及んでおりますけれども、そのあたりのことと、それから現在、岡豊城跡が国の史跡に指定された面積の中で、県有地あるいは市有地そして私有地、このあたりの割合とか、あるいは公有地のみが指定区域であるとか、そのあたりを十分承知をしておりますけれども、その辺の指定区域そのものの所有者の状況というのはいかがなものです。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 今、国史跡に指定されている部分は、県有地、市有地いわゆる公有地の部分のみで、約12ヘクタールとなっております。民有地が残っておりますが、調査も全部しておるわけではないので、史跡に値するであろう部分の面積となると詳細には申し上げられませんが、この保存管理計画の中には、山全体で29ヘクタールという記述がございますので、民有地でまだ史跡に指定されてない部分が17ヘクタールほどあるということになります。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 保存計画に示された岡豊城跡という面積が29ヘクタール、そのうちの12ヘクタールは公有地ということで、あとが私有地ということですが。例えば、南国市の指定文化財とか県の指定文化財とか、指定されている文化財で、例えばですけども、香川五郎次郎親和の墓とかそういう指定された文化財の所在地というのは、岡豊城一帯では全て公有地化されたところでしょうか、そのあたりは、お教えいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 御質問にございました香川五郎次郎親和の墓の所在地は、公有地部分でありまして指定地域の中にございます。そのすぐ西側に、長宗我部一族の墓というところがございますが、ここは指定地域の外、すなわち民有地ということで、まだまだ指定地域の中以外、民有地の部分で重要なものが残っております、そういう状況でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 国指定の史跡で、指定区域内の公有地化にはということは、29ヘクタールの面積、この区域内の公有地化に当たっては、半分は国の補助があつて、さらにその半分は県の補助金があつて、市の負担は4分の1と聞くところがございますけれども、そうなのか、その予算的な面からの私有地の公有地化計画についてはどのように捉えておりますか。計画がありましたら、あるいはまたその公有地化についての取り組みをお聞かせいただきたいと思いま

す。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 公有地化する前の段階で、調査でまだ十分調査できてない部分がありますので、補助制度のほうを御説明をいたします。先ほどの国2分の1、県4分の1というのがちょっと、公有地にする際の指定する際の買い上げに係る補助金はまた別にございまして、そのほうの補助金につきましては補助率が80%となっておりますが、これ今までの例にたがわず、国自体の予算の総額が非常に小さいもので、全国からの申請が来ますとこの80%どおりに、申請したとおりに交付決定されることとはなかなかならない、こういった状況でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 岡豊保存計画の到達年次というか目標年次というのは定めておるといいますけれども、その定めてある目標年次に、今、半分以上は私有地であるという岡豊城史跡のエリア、このことの公有地化への可能性といたしますか、実現計画というものをどう捉えておりますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 平成24年3月に策定されましたこの岡豊城跡保存管理計画書では、今後の方針、あるべき方針として、民有地の部分の調査、追加指定、公有地化を今後の課題として記載してございます。整備活用計画のようなものとか、公有地化まで、追加指定までこぎつけるまでの年次計画までは、この計画の中では策定されておられません。まずは、調査をしまして、どれぐらいのものがその史跡に値する部分なのかということをもとに明らかにしていく、これがまず取り組むべき課題でございますが、篠原の土地区画整理事業ですとか国営ほ場整備ですとか、事前に埋蔵文化財包蔵地と思われるところを調査すべき大型の事業がかなり入ってきております。今、土佐国分寺跡の調査もやっておりますが、これも学術調査という性格ではございますが、ほ場整備に該当する部分をほ場整備計画から外す必要があるとかいうことで、学術的調査ではありますが土佐国分寺跡を優先してやっておるのは、ほ場整備のためという部分もありますので、岡豊城のほうになかなか着手できない、こういった状況にあります。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 釈迦に説法だと思えますけれども、岡豊城、またこの岡豊城跡のことにつきまして、本市にとって、高知県にとって非常に大きな歴史的価値のある魅力満載の場所で

あり遺跡であるということ、ぜひあえて申し上げるとしましたら、織田信長が安土城を築きましたのが天正4年、再現写真などで見る安土城の天守は、大変立派な天守を持っておりますけれども、その1年も前に岡豊の城には瓦がふいていたということが、天正3年と書かれた瓦の発掘で立証されておりますけれども。この日本の城郭史の中でも随分歴史的な転換期の中で岡豊城この価値は、大変大きな全国的にも中国の毛利氏の吉田郡山城と匹敵する城のように、私たちは承知をするところですが、このような城であるがゆえに、昨年日本の城百選に選定をされておりました。むしろ、最初の百選に入るべきというふうな城郭の第一人者の先生のお話を伝え聞いたこともありますけれども、まずはこの100名城。そこで岡豊城へ行ってみようとか歴史観光の実現への思いもあわせて、このあたりのシティプロモーションにつきまして、岡豊城を歴史観光の拠点としての市の活性化策を念頭に、お取り組みとかこのあたりの考案につきまして、企画課長はどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 先ほど、シティプロモーションということがありましたけれども、このシティプロモーションにつきましては、2月にも市内の研修会を実施をしたところでございます。南国市の地域の資源を、いかに掘り起こして市の魅力として発信していくかということでございます。先ほど、議員のほうから紹介もありましたとおり、昨年3月には岡豊城が続日本100名城に選定をされ、ことしの4月6日からは続日本100名城をめぐるスタンプラリーも開始がされるとお聞きをしております。これを契機としまして、岡豊城を中心に、食や周辺の魅力を紹介して誘客へとつなげていく、そういう取り組みは大変重要であると思っておりますので、そういう視点でプロモーションという形の一つの提案という形でも検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 創生総合戦略には、観光施設の知名度上昇を図り、県内外からの人の流れをつくるとうございますが、岡豊城を核とした積極展開の有無を、再度企画課長にお伺いいたします。研修を行ったとプロモーションの、2月に行ったというお話ですが、そのあたりの研修成果も踏まえて、このあたりの積極展開の有無をお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 先ほど、シティプロモーションの視点ということで、お話をさせていただきましたけれども、この岡豊城跡につきましても、南国市の史跡や観光地をまず知ってもらうということが先決ではないかと考えております。現在、観光協会のほうでも、ホームペ

ージ、ブログ等により、岡豊城跡を含めて観光のPRを行っておりますし、長宗我部ラリーを初めとするイベントと連携、連動した参加型の観光も企画をしておりますのでございます。

総合計画におきましても、参加型観光の推進を方針に定めておりまして、わざわざ史跡やこの観光地に足を運んでもらうという、そういう仕掛けをつくることで観光客を呼び込むための動機づけにしていきたいと思っております。これにつきましては、観光の担当部署のほうとも連携をしながら、先ほど言いましたけれども、シティプロモーションの視点も踏まえながら検討をしていきたいと思っております。先ほどのプロモーションの市の庁内の研修についてということでございますけれども、庁内の職員のほうも多数参加をしまして、南国市の地域資源というのはどういうものがあるかということをもまず認識をすることが先決でございまして、いろんな意見を出したところでございます。それを、どういう形でこれからプロモーションをして形にしていくかということが、一つずつ具体化していくということが必要になると思っておりますので、これからまた検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今、南国市の地域資源ということをお答えの中でお聞かせいただきましたけれども、紛れもなく岡豊城、岡豊城跡は南国市の地域資源の大筆頭と思っております。先ほど、西川議員の御質問の中で、職員のことにつきまして触れたところがありましたけれども、考える職員ということで質問をされておりましたけれども。市の職員の、南国市の地域資源という捉えたときに、岡豊城は紛れもないものところ申し上げましたけれども、南国市の職員の皆様方のこの認識というのは、岡豊城やあるいは岡豊文化ということにつきまして、どのような思いを職員一人一人がお持ちなのかなというのは非常に気になるところでございます。大変失礼な申し上げ方をすれば、さほどそこまでこの貴重な歴史資源のことにつきまして、御存じの方がどれだけいらっしゃるかなというふうなことの疑問詞がありますけれども。この施政方針で、職員の人事、育成ということにも触れられておりましたけれども、地域資源の活用ということになりますと独自のカリキュラムが必要と思っておりますけれども、職員のそのあたりの認識、資質向上のために、総務課長としてどのようなこの機会を捉えて、職員にその意識を浸透し、南国市の活性化に職員一人一人がプロモーションできるような、そのような資質の向上を図られるか、その御計画をお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 職員個々の認知度ということにつきましては、特に聞き取り調査をしたとかいうことでもございませんので、なかなかわかりづ

らい部分でございますけれども。認知度、プロモーションに向けて職員への周知といたしますか、そういった部分を図っていくという部分では、例えばここ数年、7月から8月にかけて新規採用の職員の庁内研修を行っております。これは、7月から8月にかけて五、六回に分けてやってるんですけれども、その際には、県立歴史民俗資料館あそこに行って、そこから岡豊山をボランティアガイドの方に解説をいただきながら歩いていくというようなことで、岡豊城、岡豊文化に触れるようなこともしております。そういった部分で、職員への周知も図る努力はしておりますけれども、全体的に、全職員にというのはなかなか難しいですけれども、議員さん言われましたように、南国市の財産の大きな一つであると思いますので、職員の意識を高めていくことも、これから必要であるというふうに考えます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） よく、身を挺してというふうなことを言ったり聞かれたりしますけれども、総務課長御自身は、この岡豊城、岡豊史跡、そして今、無料でやぐらが1年前から建てられておりますけれども、当然やぐらにも上られて、岡豊城その一帯あたりのこの貴重な歴史観光資源をどのように御理解されているのか、お持ちになっちゃうのか、そのあたりいかがでしょう、御自身の。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 私は、先ほど言いました新採研修の際に同行したりもしておりますけれども、今回のやぐらには、済いません、上がったとかかしておりませんが、以前にあったときには、上まで上がったというような経験はしております。私自身の認識もまだまだ足りないと思いますので、私自身もそういった部分で勉強していきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） まだ、課長、今のやぐらには上られてないということですが、ぜひ御自身から発信をして、職員にくまなくその意が通じるような、この岡豊城、岡豊史跡というものを捉えていただくことで、南国市の活性化の大きな揺さぶりになるような、そんな策略もお持ちいただきたいと願うところでございますけれども。やぐらが再現されております、無料で一般公開されておりますし、そこには常に地元の方々がボランティアとして、必要に応じて非常に懇切丁寧に御案内をしていただけるような、そんな仕組みがとられておりますけれども。このやぐらを訪ねてこられたり、あるいは岡豊城跡を周辺の史跡をごらんになったり、そのあたりの、やぐらができて以来の岡豊城への集客数といたしますか、来場者数といたしますか、そのあた

りは、商工観光課長捉えておれば、御紹介いただきたいと思えますけれども。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） やぐらが平成29年4月1日から公開をされております。この2月末までの期間に、2万2,000人以上の方が入場しておるといふふうに聞いております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 随分関心も大きく、やぐらを訪れる方が多いということで、課長御自身はやぐらに上られて、そのやぐらからごらんになった長宗我部元親の思いで市域を見たとき、この歴史観光の拠点をどうするよな、そんな意を決したか、いかがです。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 何度か、やぐらのほうには上らささせていただきました。非常に見晴らしのいいやぐらになっておりまして、市内の状況が一望できるよな状態になっております。当時、元親もこういった景色を眺めながら、土佐の統一、四国の統一に向けて立ち上がったのかなというよな感想を持ちました。

南国市、岡豊城を中心とした観光につきましては、現在、長宗我部フェスでありますとか、先ほど企画課長も申しましたとおり、長宗我部ラリーなんかを実施しております。岡豊城跡、長宗我部氏につきましては、南国市の観光の一つの大きな目玉になると思えますので、引き続きこういったイベント等を含めた取り組みを継続していきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この後もまた、商工観光課長にお聞きしたいことがございますけれども、まず教育長にお聞きいたしたいと思えますが。既にこのやぐらに上られて、そこからの南国市域をごらんになったことと思えますが、岡豊の地はまさに、歌舞音曲や伝統のたしなみなど、岡豊文化として高知県下の歴史に残るその時代、その場所であったということですから。元親の岡豊文化を今に、歌であったり、芝居であったり、踊りであったり、今様であったり、短歌であったり、狂歌であったり、あるいは笛、太鼓、鼓の鳴り物であったり、華道、茶道、香道などですけれども。岡豊文化の継承をするということで、芸術、文化の奨励をどのように推し進めていかれるのか、その振興策について、教育長の御所見をお伺いしたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） お答えをいたします。岡豊文化の継承から芸術文化の奨励は、地域の有形、無形の文化を継承していくことでありまして、地域の独自性を保全し、維持し、表現し

ていくためには、とても大切なことであるというふうに捉えておるところでございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 芸術とか文化の高揚ということになりますと、今教育長がお答えになりましたこととあわせて、一つの手段としては、舞台芸術の奨励でありますとか、市民の皆様がつくる演劇や舞踊やコーラス、あるいは研究フォーラムがあると思いますけれども。文化施設の実現、身近なかねがねのこの実現につきまして、教育長はどのようにこのことへの実現をお考えになっていらっしゃるのか、お伺いできたらと思いますけど。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 文化施設等につきましては、市、行政との一体感で取り組まなくてはいけないというふうに考えておるところでございますが、先ほども申し上げましたように、舞台芸術それから文化の継承等におきましては、文化施設の重要性というものは誰もが認めているところございまして、高木議員さんも言われますように、文化の継承それから文化の奨励も振興できるような文化施設を模索していくことができればというふうに、市、行政と考えてまいりたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） ありがとうございます。ぜひ、模索から拍車がかかるような、そんな意欲でお取り組みをぜひ願いたいと思います。

市長、副市長にもお聞きいたしたいと思っておりますけれども、やぐらからの光景をごらんになって、岡豊城への思いのたけをお聞かせいただきたいと思うところでございますが、まず副市長にお伺いいたします。

これまで、担当課長の答弁もお聞きなつて、岡豊城またその周辺一帯は大変経済効果とか波及効果の期待が大きく、人、物の交流も多岐にわたり活性化につながるものと思っておりますけれども、具体的な実施、実現に副市長の陣頭指揮はいかにあるべきかということ、指導力をどう発揮していくかということをお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 高木議員の陣頭指揮という御質問でございます。生涯学習課長も申し上げましたように、これからの文化財は、調査、保存、管理から整備、活用されるべきものと承知しております。先ほど、説明にもありましたように、篠原土地開発事業あるいは国営のほ場整備事業、大型開発事業への対応で、なかなか岡豊城跡への調査、国史跡への追加指定、公有地化につきましては着手できない状況でございます。これにつきましては、費用はかさむも

の、民間事業者への委託も、できるぶんについては検討していく余地があるかと思いますが、申しあげましたように、国庫補助事業につきましては満額つかない状況でもございます。それは、財政当局とも調整をしながら、執行に進めていきたいとは思っておりますが、前段ずっと述べておりますように、文化財の重要性については十分理解しておるつもりでございますので、鋭意努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 文化財を担当する職員を、12月の定例会で1人増員するという事をお聞きいたしましたし、このたびの施政方針にも、先日さらに1名の採用予定ということも承知をしておりますけれども。この体制で、めじろ押しの発掘調査事業でありながらも、国分寺の計画もありますし、ほ場整備もあるし、さまざまな事業の事前の調査という義務づけられたことの実施が控えておりますけれども、ぜひその岡豊城跡の私有地の御理解をいただきながら、それこそ拍車がかかる発掘調査の体制を整えていただきたいと思いますし。そのあたりの陣頭指揮を、初陣というのはいささか年齢的なことだけで申し上げますと、経験豊富、行政のベテランの副市長に対しての適切な言葉と云っていいのかわかりませんが、ぜひ副市長の具体的な指導力を発揮していただきまして、岡豊城、岡豊城跡の観光拠点としての形づくりを、そしてアピールを、推進を、浸透を図っていただくようお願いいたします。

次に、市長ですけれども、この歴史資源、その価値や魅力の深さを十分にお感じになっておられることと思っておりますけれど、この岡豊城の誉れを本市の政策として、体制としてどう推し進めていかれる構想をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど、高木議員さんからやぐらに上ってということで、私も上りました。上って国分川を眼下に眺めて遠くに太平洋が見えると、非常にすばらしい景色でございます。元親が天下統一に思いをはせた気持ちがわかるような光景でございます。その戦国時代でございますが、やはり長宗我部元親、かなり名前が全国的に売れているということでございます。戦国時代に大変活躍した武将でございますので、岡豊城跡は市の誇り得る文化遺産であるということには間違いございません。ですので、今後整備、活用を図っていくことはもちろんでございます。現在、生涯学習課長の事務取扱となっております文化財係長の配置はもとより、埋蔵文化財発掘調査員につきましても、その確保は容易ではありませんが、今後も取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） やぐらのことを何度か申し上げましたけれども、1年前のやぐらの落成の日は、あいにくの雨でございましたけれども、私どもは、まほろば囃子を演奏させていただきましたし、知事そして前の市長、西岡議長らも大勢の方が見守る中でお披露目がありましたし、それこそ鉄砲隊による火縄銃の祝砲もあってのお披露目でございました。

この火縄銃といいますと、戸次川の合戦のことに思いをめぐらすことになりますけれども、相まみえそして戦った、敵も味方もなく関係する市長などが大野川に集まって、大分市に集まって大野川の合戦まつりというのがあります、そこに商工観光課長は、商工観光の係長の当時だったと思いますけれども、参加をされたと伺っております。この戸次川にそろった合戦まつりで、今後も交流を続けていこうということで、本市へのサミットの招請を意気盛んに熱っぽく語ったと同行の方から伺いましたけれども、その後の考究といいますか、お考え、研究されました上での招請につきまして、実施につきまして、どのように今お取り組みが進行しておりますか、お伺いたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） サミットの開催についてということなのですが、サミットの開催については現在予定はしておりませんが、平成26年度大分市において行われました戸次川の合戦歴史交流事業という事業がありまして、そちらのほうへは参加をさせていただきました。これは、先ほど高木議員さんがおっしゃられたように、大分市、高松市、高知市、鹿児島県の日置市、南国市ということで、この戸次川の戦いの関係市5市が集まって、これらの自治体が一層の交流、連携を深めて、お互いさらなる発展の契機としようということで起請文への調印を行うという事業でした。それまでも、大分市のほうとは民間での交流は行っていたところなのですが、行政としてもこういった交流への支援、協力をさらに行っていければというふうな思いは強くなりました。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この戸次川の戦いというのは、西の関ヶ原の合戦と言われているほど大変な激戦の戦いであったということでございますけれども、この戦いで忘れてはならないことは、我が長宗我部軍700人全滅であったということです。その戸次川に千人塚もありまして、地元の方々が今もって手厚い供養を続けていっている、このことを私たちは忘れてはならないことであって。その戸次川の大きな激戦の戦いに思いをはせるというか、長宗我部軍700人の全滅の兵士たちを弔う意味も含めて、市制60周年というのが間もなくやっけてまいりますけれども、ぜひこの戸次川を軸にしたサミットの開催というものへの検討を、企画課長いかがでしょ

うか、実現していただける、そのあたりの構想とか可能性をお聞きしたいですけれども。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 平成31年度の市制施行60周年に向けましては、2年前に当たります今年度、庁内の準備会を開きまして、今後の進め方について情報共有を行い事業案を出し合ったところでございます。現時点の構想では、まだNHKの「のど自慢」の本市開催というようなことの準備等、一部の取り組みを進めているにすぎず、まだ具体的な事業については定まっていないという状況でございます。

平成30年度の当初には、外部委員を含む記念事業企画検討委員会を立ち上げまして、庁内の準備会で発案されました事業も含めて、具体的に事業の内容を決定することとしております。先ほど、高木議員のほうから、このサミットもこういう事業の中に含めてやってはということでございますけれども、一つの事業の案としてまたぜひ御提案をいただきまして、全部の中で具体的に事業化のほうを考えていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 長宗我部軍700人が全滅ということは申し上げましたけれども、歴史民俗資料館に盤板という400人の合同位牌のレプリカがございます。当然、長宗我部一族もその氏名が記されておりますけれども、現在、南国市にお住まいになられている方々の子孫も多くいらっしゃるのではないかと思います。たくさん名前が書かれておりますこの事実をもって、戸次川に思いをはせながら、そのことを悼む60周年の全国に発信できるサミットの開催というものをお考えになっていただきたいと思っております。

2年前の12月定例会で質問をいたしました文化財審議委員会の委員のことにつきましてでございますけれども、教育委員会は、今後検討を重ねるということをお答えされました。どういうことを聞きましたというのは、今、国の文化財行政は保護から活用ということ、このことを捉えて、活用できる人材の文化財審議委員の委嘱につきましてお聞きしました折に、そのようなお答えでございましたけれども。その後の経緯を含めて、2年前でございましたので、ちょうど平成30年度は新たな2年間の委嘱の時期を迎えると思っておりますが、このことも現実捉えて、その検討結果、お聞きいたしたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 現在の委員に、幾つか専門分野の方を加えたいということで検討してまいりました。数名かの委員の方に相談申し上げ、現時点では、絵画、仏像、民俗学などの専門知識を有する方を増員したく考えております。まだ、内諾を得てございませんので御

承諾いただけるかどうかはこれからのことですが、ただ皆さんの持っている専門知識はもちろんのことですが、活用に関しての経験とか申しますと、これは他県の事例などにも詳しい高知県文化財課の職員なんかにも、会の折にオブザーバーとして出席していただくのも一つの手段ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 南国市の文化財保護条例の中に、文化財審議委員のことに明記されたことがありますけれども。保存及び活用に関するということにその文言があるということをやっぱりしっかり捉えていただきまして、増員というものが美術方面のということで課長のお答えがありましたけれども、新たな市制を控えてのことかどうなのか、そのあたりはよくわかりませんが、今ある文化財の、きょう申し上げております岡豊城、岡豊城跡、このあたりの活用も含めて、活用を担える経験豊富な、いわゆる学者ではないにしても、その辺の知識、意欲のあるその方こそ、まさに紛れもなく今ふさわしい文化財審議委員と思いますが、その実現はいかがでしょうかね。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 高木議員がおっしゃいましたように、活用が大事になってくるわけですが、活用に関する知識とか経験となりますと、公益財団法人とかそういったところにも御勤務の経験があるような方が該当するのかなと思われまます。なかなか引き受けてくれそうな人の中にたくさん思い当たる方がいらっしゃらないという部分もございます。そういうことも含めまして、先ほど県の職員の方で他県の例に詳しい方なんかにもオブザーバーとして出席していただく。そういった中で審議委員の方も活用についていろいろイメージーションが湧くといいますか、そういった効果も期待できるのではないかと考えておる次第でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 委員の方に御相談されるのも大変必要なことで大事なことだと思いますけれども、教育委員会が委嘱するということになっておる手前、やっぱり教育委員会の直接に従事するスタッフそのものが、そのあたりの開拓をする必要もあるのではないかとことをぜひお伝え申し上げておきたいと思っております。専門の先生方とあわせて、まざることで、その方々加わることで、まじり合えるということでの文化財保護行政へのさらなる発展といいますか、目的が果たせることになると思っておりますので、そのあたりのことをぜひお含みをいただきまして、この3月には委嘱をされるという時期になっておりますので、再度御検討いただきたいと思

ます。

最後に2点、市長にお伺いいたしたいと思います。先ほど、のっけに申し上げました岡豊城跡の公有地化ですけれども、指定10年の今だからこそ弾みがつくと思いますが、国分川側の南斜面から現在の公有地化になっておるあのあたり一帯の公有地化の計画につきまして、ぜひ実現に向かえる手だて、なぜ南斜面かといいますと、発掘調査というのがもう既にそこに控えておりますし、発掘調査の必要性が下から計画をされていると思っておりますので、ぜひこの公有地化につきましての市長のお考えを、具体的な計画性をお聞きしたいのが1点と、そしてあと一点、岡豊城のやぐらの復元でございます。

現在、ありますけれども、来年3月31日までの期限付きの復元でございます。適切な場所に歴史探求や観光目的で南国市を訪れる方々が多く、そして南国市のシンボルとして、南国市のホームページをあけますと市長の御挨拶がありますけれども、南国市といえば人の名前がついた空港があつて、交通要衝の地でというふうなことの御挨拶ありますけれども。南国市の魅力は岡豊城、岡豊城跡、まず、この一言から始まる市長のメッセージがぜひ期待したいという思いの中で、1つの形づくる意味で、岡豊城へのやぐらの実現、市制60周年を契機に、恒久的な岡豊城、まさに長宗我部元親ここにありきです。お願いします。以上です。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） すばらしい可能性を秘めた岡豊城跡だと私も思っております。公有地化につきましては、先ほど答弁でもいろいろ申し上げた内容に含まれてもおりましたが、国分寺跡の発掘とか、街路事業とかいろいろな史跡の発掘がございまして、なかなか計画どおりに進まない実態というところもございます。しかしながら、国史跡、この岡豊城跡、こちらの追加指定もちろん今後も進めていくということで、公有地化を行っていく方向にはそれは変わりはありません。その整備、活用を図って、市内外に岡豊城跡の魅力を発信していくことはやっていかねばならないと、それはそういうふうに思っております。

また、そのやぐらの活用でございますが、仮設につきましては文化庁の許可を得ているということでございまして、期限があるということでございます。これを将来的、恒久的な城の復元、非常にすばらしい観光資源になるというふうに私も思います。ただ、それを復元するにはさまざまな資料が必要であるというふうにも聞いておりました、文化庁の許可ということが非常にハードルが高いというふうにも聞いています。非常に困難という担当者の意見も聞いています。そこは全く可能性があるものかないものか、ちょっとそのあたりをきちっと私まだ突きとめておりませんので、そこからまず調べてみたいというふうに

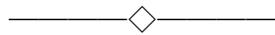
思います。それができる可能性があれば、今後検討はしていきたいと思います。ただ、財源とかそういったことがどのようなことになっていくのか、これからまだまだスタートといいますか、全く情報がない状態でございますので、今後の検討ということでお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） ぜひ市長、なせば成る、なさねば成らぬ何事も。このことで可能性をめぐりながら意気込んでいただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 10分間休憩をいたします。

午後2時22分 休憩



午後2時32分 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男議員発言席〕

○18番（土居篤男） 通告に従いまして一般質問を行います。

市長におかれましては、就任早々入院したと聞きまして大変心配をしておりましたが、退院されて、財政審議会で元気な顔を拝見しまして安心をいたしました。市長職について翻ってみますと、小笠原市長さん初め大町市長さん以来、浜田純市長からずっと職員が市長を務めているという状況が続いております。若い市長が今回誕生しまして非常に期待しておりましたが、入院したと聞いてかっかりきて非常に心配をしておりました。まあ元気な顔を見て安心しておりますが。

考えてみますと、近年のこの近隣の市を見てみますと、全て職員上がり、ほとんどが。香美市も香南市も、あれは職員上がりではないか、議員上がりやったですかね。安芸市は職員上がりだと思いますが。だんだんに職員も習熟して熟達してきたということが言えるのではないかと、どっかの親分を引っ張り出してきてやる必要がなくなったと、そういう点では市政のことも公平に民主的に見て進めれるようになったんじゃないかというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

1つ目は、市長の政治姿勢であります。市政報告にいろいろ書いてありますので私も気になりまして、ついつい取り上げてしまいました。国会での安倍内閣の施政方針についての評価についてであります。市の施政方針で、安倍首相は施政方針に働き方改革を進めると強調した。子育て、介護などさまざまな事情を抱えた人々が意欲を持って働くことができる柔軟な労働制

度へと抜本的に改革を進め、戦後の労働基準法制以来、70年ぶりの大改革であると述べました。日本経済が四半期連続プラス成長し、就職を希望する大学生の内定率が過去最高となっているとこれまでの5年間のアベノミクスの効果などを強調した、とこのように報告をされております。どうして安倍さんがこう言うたああ言うたいうて、南国市の施政方針へ書かないかんろうかと思いましたが。市長が多分入院してるときにこの原稿に目を通さずに、総務課長あたりが書いたのではないかと、どうも書きようがなくて、と思いますが。書かれている以上、市長としてどのような認識を持っているかお聞きをするわけです。書かれている中では、今現在では働き方改革の中の裁量労働制については資料に不備があったということで、総理みずからが撤回しておりますが、とにかくこの施政方針に書いてある以上、市長がどのように判断をしているかお聞きをするわけです。私は、安倍さんがこう言うたいうことで、そうは素直に思って評価をしておりません。

車のラジオを聞いておられますと、朝7時前のコメンテーターが、たしか藤井さんという方がしゃべっておったと思いますが、今となっては言えるがと断っております。何かの審議委員をしている人だと思えますが。賃金が下がっても物価がそれ以上に下がれば経済の評価は高くなると判断される、しゃべってる中身の言葉は違いますが、私はそのように理解をしました。賃金が下がっても、このような内容であれば経済指数が上がると判断をし、評価をするというふうに言っているのを聞きました。ああ、そういうことかねと、なるほどというふうに思いました。安倍さんがどう評価しているかはともかく、今までの高度成長の時代には、物価が20%以上、たしか30%超えていた時期もありました。しかし、賃金も20%以上、30%超える賃上げがされた、勢いがあった時代がありました。そうなりますと、消費も活発に伸びていったというふうに思います。現在の若者の就職率が高いというふうに言われますが、これは必ずしも景気がよくて若者が引っ張りだこだというものではなく、引退していく高齢労働者の数より供給される若者の絶対数が不足していることから起こるのであるというふうに思います。

これも、ラジオで聞いたので正確にメモをとっておりませんが、ネットカフェ難民が非常に多い、人数はちょっと忘れましたが、寝る場所を持たない若者が何千人か何万人いるというふうに言ってました。この方たちは、当然家庭を持つ所得を得られず、当然子育てもしてこなかったということで、20年以上前からこのような現象が続いてきた。このようなことであれば今となっては若者不足に陥るのは当然であるというふうに思います。ちなみに、成人式のことしの人数から、20年前、30年前の成人式の人数を調べてくれと言いましたが、それはさすがにないということで、国調の資料をいただきました。昭和55年に1歳から14歳の年少人口割合が

19.9%、平成27年では12.7%。8,948人、約9,000人から6,061人、つまり3人の比率が2人になってしまった、年少人口の割合がね。こういう比率になっております。それから、15歳から19歳の人口が、2010年2,836名が、これは2040年やき大分先ですが1,600人になります。ということで、大変な青年の数の減少が、現実としてこの日本国には、南国にはあるわけです。

これで、日本全国どこへ行っても、退職者は当然年がたつにつれて退職していきますが、供給される若者がこのような急速な減少に陥って、引っ張りだこという現象に陥ってるのではないのでしょうか。スキー場でも、昨年営業していたホテルが、ことしは営業を中止しておりました。昨年はそのホテルに泊まりましたが、ことしは別の、そのホテルが見えるホテルに泊まりました。リフトも休止がふえております。リフト待ち時間は一切ありません。昔は、リフト待ちが20分、30分ありました。美川スキー場、今はありませんが、あこでもそのぐらいのスキーリフト待ちの時間がありました。今現在のスキー場の客はばらばら、連休があっても、1日目はほぼ八、九割のスキーヤーがおりますが、連休2日目にはがらがらと、そういう状況が現出をしております。言ってみれば、この人口減少と不正規雇用の拡大は、かつてにぎわっていた地方の産業の衰退を推し進めてきたということが言えると思います。

平昌オリンピックでは、日本国中が沸き立っております、NHKは朝から晩までオリンピック報道をやっておりました。私は、チャンネルをつけるたんび同じシーンをやるものですからすぐ切りかえまして、朝でも、何とか食品の宣伝とか、健康になるとか、そんながばかり見てますが、それぐらいにぎやかに放送はやられました。ところが、このオリンピック種目にスノーボードが加わっております、派手なプレーがされておりますが、このスノーボーダーがスキー場にはほとんどと言っていいぐらい見かけません。私らの若いころには、まぎれるばあおって、スキー場の真ん中へ尻餅ついて横にボードを投げ出してゲレンデの至るところで腰ついて休むものですから、下手くそにとってはまぎれてしょうがないということで、まっことまぎれるにゃあと思ってましたが、今は一人もおりません。要するに、若者がいないし、それだけ金と時間がないのではないか、にぎわってるのは、オリンピックの報道だけというふうな印象を持っております。

アベノミクスなんてどこの国の話かという状態が、今スキー場、山の村では起こっております。また、財界も困りまして、プレミアムフライデーの提案もされておりますが、ほとんどこれも効果は見えない。時間のゆとりを与えるから、どうぞ消費して遊んでくださいといっても、先立つものがなければ動かない。これが現実であると思います。これをもって景気がいいから等と判断するのは筋違いだと思います。

これも、ラジオを聞いておられますと、土電のバスの運転手の募集をやっております。とさでんでは、2種の免許がなくても2種の免許を取るのを奨励してますから、どうぞ我が社を受験してください、このような募集を聞きます。これも、バスの乗客が多くて、観光が多くて運転手が不足だから若い人どんどん来てよと、こういう状態では全くないと思います。若者が減ったので、要するに運転手をいつまでも年とった人にやらすわけにはいかないということで、一生懸命若い人の2種免許を応援するから我が社に入ってくれと、こういうふうな応募をやっております。

今、本当に財界がやらなければならないのは、莫大な内部留保を財源にして大幅賃上げを行うこと、非正規雇用労働者を少なくすること、これをやめること以外にないと思います。日本の人口減少、高齢化を食いとめるには、財界が今だけ、金だけ、自分だけ、こういう考え方をやめることであるというふうに思います。

経団連の榊原会長らが提唱した、聞こえのよい裁量労働制の問題でも、労働時間拡大を招くもので国会でも大きく指摘されました。今問題になっている過労死をなくす方向とは全く違うものと、これを進めようとしております。労働界も反対しております。そもそも、財界から要望があったもので、労働者代表が一人も入っていない産業競争力会議、規制改革会議で決定をしております。財界の意向をこのようにそんたくをして、政策立案をしておるわけです。このような積み重ねが人口減少を招いているのであります。

この若者が減少していることについて、2月27日の高知新聞に出ていました。後で質問でも触れますが、若者が減少し、日本の深刻な人口減少を指摘しております。安倍首相が自画自賛するアベノミクスも働き方改革も全て、的を射た政策とは私は思わない。市長はこの施政方針に、安倍の施政について書いていることについて、どのような認識を持っているかお尋ねをするものであります。

次に、事業発注についてであります。

随意契約についてということですが、去る1月18日、前副市長が官製談合事件で逮捕されました。この事件は市の発注する随意契約工事の発注をめぐり、副市長が建設課長当時、見積書をとらずに特定の業者に価格を示した上で、他の業者より設定した価格の見積書を出させた上で発注を繰り返していたという、官製談合を繰り返していたというものです。

議会はどうしよった、いう声も聞こえてまいります。確かに議会というところはチェック機能がなければいけません、チェック機能と言いますと、予算を提案をされ、その予算に無駄はないか、そういうことをチェックする機能だと思っておりましたが、やっぱり議会にもこれ

が求められることは間違いないと思います。選挙のときには一円の無駄遣いもさせないとか言いながら、大きな声で選挙運動を繰り返してきた責任もありますので、議会にはそんな責任ないぜよとも言えません。

そこでどうするか、いろいろ考えましたが。職員はどういう性質の職員で、どういう仕事をしているかということですが、職員がルールを守らないということはあるとは議会は考えません。検察でも裁判所でもありませんから。市長が採用した職員はルールに従って市長の指示に基づいて正しい仕事をしているであろうと、これが前提だと思います。ルールどおり仕事をこなしているかどうかは、職制の体系の中にチェック機能がなければならぬというふうに思います。その仕事の流れの中でルール違反をチェックできるシステムでなければならぬものだと思います。

この事件の報道では、市長や副市長、財政課には書類は回らずと書かれております。契約等審議会にも諮られず、監査からも指摘を受けたことがないというものです。監査にもこういう、一々契約は回らないということでしょうね。規則の最終責任者は課長ですから、課長が規則違反をした場合、それをチェックする機能が市役所に必要だと思いますが、改正点の文章では財政課のチェックを組み込むと書いております。私もあの文章を渡されたときには、余り内容が理解できませんでしたが、どっかでこういう課長の仕事をチェックするのがいりゃせんかと思うて文章を見たら、財政課管財係に人員配置を行うと、そこでチェックをしていくというふうに書かれておりました。

本来は課長の上の部長クラスで専門的知識のある者がチェックをするものではないかというふうに思いますが、そういう部長制もとっておりませんので、財政課管財係のチェック機能でもいいと思いますが、徹底したチェックができますかということをお聞きをしておきたいと思います。

それから、見積随意契約というのは、私は1社と契約して後から相見積もりをとってきいやというものと考えておりましたが、そうではなくて。3社以上に入札をして、見積もりを出していただいて、その中で安いものを選び出すということが、今後、こういう考え方でやるということでもいいかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、29年度の工事の契約状況、これの内容も報告を求めたいと思います。検証してみたいということです。今後、随意契約でも議会ごとに報告をぜひしていただきたいと。

それから、監査委員の監査対象にもするとも書いておったようですが、明確にそれを書いて監査の視点も整理してチェックをしていく、こういうシステムもいりゃあせんかというふうに

思います。

それから、契約等審議会について、この金額が問題になるかと思いますが、監査委員のほうでしっかり細かいことまでやれば必要ないかと思いますが、契約等審議会でも一定のルールどおりやりゆうかね、という監視機能は持たす必要がありやあせんかというふうに思います。どのようにお考えでしょうか。

3つ目に、財政についてであります。予算の説明で財調基金を取り崩したというふうに報告をされておりました。7億5,000万円取り崩したと出ておりましたが。いろいろ説明をされておりましたが、本当に予算が足らんようになって取り崩したかと違うかね、というふうにこっちは心配をするわけです。今後このようなやり方の影響が出てくるのではないかと、地方交付税の減少の兆候があるのではないかとというふうに心配をしておりますが、いかがでしょうか。財政審議会資料でも、平成26、27年地方債の増加傾向にあります。この原因は何か、財源不足ではないか、お尋ねをしたいと思います。

大きい2つ目で、国保の県単位化についてであります。

南国市の広報に出ておりましたが、30年4月より県の国保制度で一括して運営するというようです。市民の国保料はどうなるか。固定資産税割りがなくなるが、果たしてその市民の個々の国保料は上がるのではないかと心配しております。

予算の説明のときにちょっと聞きましたが、一人一人違いますので、市民全体の納めなければならない国保料は従来より上がるか減るかいうことを、個々には上がる人、下がる人がおるかもわかりませんが、そこをまずお聞きをしたいと思います。県に一本化することによって市民の全体の負担はふえるかね、減るかねということをお聞きをしたいと思います。

それから、個々には引き上げになる被保険者もおると思いますが、この引き上げに対する南国市の財政的支援はするべきではないかと思いますが、担当課長はどのように考えているかお聞きをしたいと思います。軽減策を求めるということです。

それから大きい3つ目では、高齢化社会への対応策についてということで、独居老人の見守りということで要望をしておきたいと思っております。バリアフリー住居をまとめて、そこに入居していただいて、訪問して安全を確認をしていく。高齢者住宅と安心確保事業というのが任意の事業でありまして、高知市では地域支援事業の中にこの事業を取り入れております。県住で横浜新町第二団地県住、市営住宅では若草町西市営住宅、民間では長い坂の会とステラの4施設だそうです。これにまともって入っていただいて、生活援助員を配置して生活指導や相談、安否確認、緊急時の対応等を行っております。主は高齢者の特に独居老人は、誰かが見守る、安

全を確認するということが必要ではないかと思えます。

私も知人に、風呂場で倒れて頸椎を損傷したかな、それで、しばらく風呂場ですから携帯も持ってないし、すぐに救急とか救助要請をようしなかったということを知りました。独居老人ですから、大声が出せれば別なんですけど、大けがをした場合にはなかなか大声も出ないと、当然風呂場なんかはコンクリート製ですので、なかなか倒れたら大変な状態になると。年がいったら倒れやすくなるものです。私も、きのう慌てて農作業をしておりましたが、2回はしごが倒れそうになりまして、2回目はとうとう倒れて土の上に落ちまして、手が何かに当たったか知らん、大分深い傷を負いました。そういうように自分はそんなことは絶対ありやあせんと思いましたが、いつの間にやら、とろこうなったというか、そういう体の動きが出てまいりまして。ですから、これから先、高齢者が非常に多数になってくるということで、南国市も高知市とは人口比が違いますが、それぞれ市営住宅があつたり県営住宅があつたりしますので、せめて剣尾や東組のうちの近所の部落のひとり住まいをそこへ集めろとは言いませんが、少なくとも県住なり、市営住宅なりでおられる方の中で独居老人は見守りできるようなシステムをつくる必要がありはしないか、いうふうに求めておきたいと思えます。

大きい4番目で、文化行政についてでありますけど、元職員の入交さんが投書しておりましたが、前橋詰市長が市民の期待する文化会館をつくりたいと明言したのは退任直前、その後議会への請願、採択を経て平山現市長もこの課題を目玉政策に位置づけ、現場も動き始めている。市民待望の文化会館が大篠地区の旧市民体育館跡地で見られそう。期待の声が出ております。しかし、施政方針を見ておきますと、教育行政の中に中央公民館と大篠公民館の合築に向け、設計、地質調査、用地測量等を行うとありました。前橋詰市長も文化会館の建設には意欲的だ、また平山市長も目玉政策に位置づけているという割には文化会館のことが触れられておりませんでした。で一体これはどうするつもりですかということをお聞きをしたいと思えます。

ちなみに、基金は2,500万円しかためておりません。億以上はかかるかもしれませんので、財政的な面でもどうするのか。文化会館をどうしますかということをお尋ねをしたいと思えます。

何か言いぬかったことがありますけど、以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居篤男議員さんの御質問についてお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢ということで。ことし1月22日に行われました、安倍内閣の施政方針

演説の大きな柱の働き方改革、人づくり革命、生産性革命についてということでございますが、いずれも少子・高齢化を克服するための施策として位置づけ推進し、働き方改革ではワーク・ライフ・バランスの確保、人づくり革命ではお年寄りから若者まで安心できる全世代型の社会保障制度への転換、そして段階的に進めてきた幼児教育の無償化について進めることとしております。

本市では、平成30年度より、市独自の施策としまして、同一世帯で2人以上の子供が同時入所・入園する場合の第2子無料化を行うことにしており、これを後押しする国の支援策として無償化の実現は大いに期待するところであります。

生産性革命におきましては、中小・小規模事業者に対して人手確保を支援することを合わせ、生産性の向上を図り、賃金上昇、景気回復の波を地方へも広げるとしております。南国市でも、これに伴う固定資産税を0にする取り組みについても進めていこうというふうな方向性を持っているところでございます。

高知労働局の発表では、高知県の昨年の12月の有効求人倍率も1.26倍と過去最高を更新するなど、雇用情勢も改善しておりまして景気回復を実感できていることから、これまでのアベノミクスの効果は一定評価ができると考えているところでございます。

また、文化会館ということで施政方針の中で公民館という表記であったということでございますが、これは中央公民館、大篠公民館合築に合わせ、文化的行事の行える、文化的要素を含めた建物ということで整備を計画しているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 土居議員さんの質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、事業の発注につきまして、規則の最終責任者は課長であるということで、その課長が不正を行うといったときのチェック等について御質問いただきました。随意契約につきましては、地方自治法施行令で規則で定める金額を超えないものとされた趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに契約金額の少額のものには競争入札に付さないでよいとされたものであり、また、随意契約に係る工事は金額的に少額であるものの、早期の着工が必要なものも多く含まれます。このため、今回の見直しにおきましてもスピード感も損なわず、また契約までの過程に疑念が抱かれることがないか担当課以外でも確認するため、財政課のチェックということにいたしました。ちなみに、契約行為の所属長の直近上位の決裁者は私財政課長でありますので、財政課長の指示により課員のチェックが行われるということになります。

で、3社の見積もりということになりますけれども、財務規則では、随契におきましてはできる限り2社以上からの見積もりを徴するというようになっておりますが、今回、西川議員の御質問の答弁の際にも御説明いたしましたとおり、緊急を要するもの、低額のものにつきましては1社随契ということで、それ以外のものにつきましては、本来規則では2社以上にはなっておりますけれども、競争性確保の観点から3社への見積もりを行いたいというふうに考えております。

また、29年度の工事の発注状況でございますが、3月1日現在の財政課の管理する入札件数になりますけれども、工事件数は109件となっております。随意契約につきましては各課で行っており、全てを把握できておりませんが、工事件数の多い建設課では217件、上下水道局では29件との報告を受けております。

議会への報告につきましては、どのような情報を必要とされるのか確認がこれからまだ必要かと思えます。確認いただければ、その内容に沿った報告は随時していきたいというふうに考えております。

監査のほうにも、発注状況等につきましては報告をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、契約等審議会の話なんです、いわゆる地方自治法施行令第167条の2第1項に定められる額を超えない予定価格、工事におきましては130万円以下の随意契約になりますけれども、それらはその要件自体で随意契約が認められております。本市の財務規則によってもそのように取り扱っておりますので、契約等審議会の審議の対象にはなっておりません。そういったことから、審議の対象が定められた額を超える予定価格の随意契約となっております。そういったことから、これまでチェックができてなかったもので、それらを含めまして今後は財政課のほうでチェックをしていくということに改めたいというものでございます。

続きまして、財政のほうのお話なんです、平成30年度当初予算の財政調整基金の取り崩し額は、前年度3億円を上回る7億5,000万円となっております。国の地方財政計画では、地方の一般財源総額は、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう平成30年度までは確保されるということになっております。

平成30年度当初予算の歳入における市税、譲与税、各種交付金、地方交付税、臨財債の総額は平成27年度決算値より約10億円、現状では下回っておるということになります。これは、税収や交付税を過大に見込むことが歳入面でできないことが主な要因であり、財政調整基金で便宜上補填しているという形にはなります。

ただ、一般財源総額が変わらない中で少子・高齢化に係る扶助費が伸びてきております。この現状では、財政状況はじわじわと厳しくなるのは必然でございます。このため、これまで以上の事務の効率化や、より効率的な事業の運営が必要となりますので、今後は全庁的に取り組んでいきます。

また、地方債につきましての御質問もございましたが、平成26年度、平成27年度の発行額は大体16億円、17億円程度となっております。過去の大型事業の償還が終わって公債費の元金償還、こちらのほうが平成25年までは22億円以上ございました。これが26年、27年と減少してきまして、平成27年には18億円まで減ってきております。いわゆる元金の償還自体が18億円まで減ってきて、発行額が少なくても結局トントンというような形になってきておるといような形になっております。

しかし、公債費の減少は交付税の減少にも密接に関係いたします。いわゆる歳出が抑制されただけでなく、起債のほうには交付税で措置されるものが含まれますので、公債費が少なくなったから逆に言うたらそれだけでいいという話ではなくて、一定事業を実施しながら交付税を財源として運営していくというものも必要になってこようかと思えます。

特に、交付税算定率100%の臨財債というものが近年地方債の発行額の半分程度から、現状では三分の一程度を占めております。また、財政課のほうで発行するほかの起債につきましても、交付税算定率の高い起債のほうを優先的に借り入れるよう行っております。このため、そういったことで交付税の一定増加の対象にもなります。歳出もふえるけれども、歳入もふえるというようなこともございます。

こういったことから、財源不足だけが地方債の借り入れの要因とはなりません、現状の発行額では直ちに財政悪化にはつながるとは考えておりません。しかし、先ほど申しましたように、財政状況はじわじわと厳しくなっておる中で、今後の事業を見込んで常に注意を払う必要が地方債の発行につきましてもあるというふうに考えております。

最後に、文化会館としての基金で2,500万円ということに質問ございましたけれども、南国市といたしましては、これまで各種の地域課題を解決するための基金として地域福祉基金、こちらのほうに積み立てを行ってきました。これは、今回の施設等にも係るものというふうに認識しております。こちらのほうの基金現在高が6億3,500万円ございます。今回30年度当初予算におきましても、こちらの基金のほうを少し活用させていただくということで予算措置をとらさせていただきます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 市民課長。

〔崎山雅子市民課長登壇〕

○市民課長（崎山雅子） 土居議員の国保の県単位化についての御質問にお答えいたします。

平成30年度、南国市が高知県に納める国保事業費納付金は14億2,200万5,726円と示されました。この納付金を納めるために南国市が被保険者の皆様に御負担いただく額として県が標準的に算定いたしました金額は、1人当たり9万9,442円であります。これを既に金額が確定しております28年度と比較いたしますと、28年度は1人当たり10万6,254円でありましたので、県単位化による上昇はなく、28年度に比べ1人当たりの納付金額は下がっております。

医療費などの条件が全く同じであれば、県単位化の前と後で県全体の保険給付に必要な金額は変わりませんので、それでいくと負担の変更はないということになりますが、30年度以降当面の間、県では国費などを活用して納付金の調整を行うようにしております。今後も医療費の増減による変動はありますが、このように県単位化によって被保険者の皆様の御負担が上がることはありません。

また、南国市といたしましては、先ほども土居議員おっしゃいましたとおり、算定方式の変更ということがございますので、急激な負担増を一定軽減するために、30年度現年度賦課総額を13億1,666万円余りと予定しており、29年度における現年度賦課総額13億4,118万円弱に比べまして、2,450万円余りを引き下げることが予定しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） 土居篤男議員さんの高齢化社会への対応策についての御質問にお答えいたします。

現在、独居等で見守りが必要と思われる方への対応といたしましては、地域包括支援センターによる見守りのほか、市内3カ所の在宅介護支援センターによる訪問等により、安否確認や生活相談などの対応を行っております。

また、在宅で利用できる緊急通報システムサービスでは、緊急通報装置の貸し出しによる安否確認や緊急時の救急車の呼び出しなど、高齢者の安心につながる24時間相談に対応できる体制となっております。本市では今後も高齢化が進み、独居の世帯や高齢者のみの世帯が増加していくことが見込まれます。そのような中で、高齢者が地域で安心して生活を送るためには、住まいや見守りなどの体制を整備していくことが必要であり、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があると考えております。

高齢者の見守りにつきましては、先ほど御質問にありましたように、高齢者住宅等安心確保

事業も含めまして、地域の実情に応じた高齢者を見守る体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 文化施設の関連の質問にお答えをいたします。

中央公民館・大篠公民館を合築するという事は、立地適正化事業の中に都市再構築戦略事業というものがございまして、その中に高次都市施設として地域交流センターというものがございまして。地域交流センターは地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化、交流等の都市活動、コミュニティー活動を支える中核的な施設とされております。

対象となる施設例は、地域住民が随時利用でき、住民相互の交流の場となるホール、会議室とかいうものになります。該当しないものとして利用者が特定の住民団体に限定される施設、利用目的が限定される施設ということで、単独の文化会館ですとか老人福祉施設などは対象とならないということとなっております。高次都市施設としての地域交流センターの整備には国庫補助金が二分の一あたりということになってございます。ただこれは、全国での配分額が、全国からの要望を超える場合は二分の一そのままということではございません。以上です。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） 市長の政治姿勢では、安倍内閣はいろいろ打ち出している、その中には利用できるものもあるというふうに言われましたが。全体として私は評価が聞きたかったわけですが。例えば、すぐ言葉を忘れませんが、裁量労働制ですね、これも出しては引っ込める、データはごまかしていたということが明らかになって、総理みずからが引っ込めてしまったと、そういう代物です。アベノミクスの効果も市長は効果があるのではないかと、南国市の求人率が就職率が上がってきたと、高いというふうに言われましたが、先ほど言ったように決して仕事がふえて就職できるんじゃないかと、高齢者が退職にどんどんどんどんなっていくので、必要な現在の仕事の労働者を雇い入れると。そうした場合に若者が、今報告しました国調の言ったようにどんどん減ってますから、応募者が少ないわけですね。

成人式は、ことしは500人の対象者がおったようですが、2010年にはどれくらいあつたか、データが市役所にはすぐ出てこなかったわけなんです。多分あの体育館に500人の倍近い、400人参加しているとすれば800人ぐらいの青年が私が議員になって成人式に参列したときにはあふれ返っておりましたが、今は半分強のぐらいの席しか埋まっておりませんでした。こういうことから、県外へも出ていく者もあれば市内・県内に残る人が少ないということで、結局は

求人する人が少ないと、そういうことで不足する状態が出ているのではないかというふうに私はそのように、この人口減少のデータから見ております。

要するに若い者が足らんようになったと、これは大変な実態を示しております。政流考の高新の記事の中で、これから先、団塊の世代以降の方が老人になっていく場合に、どんどん高齢化率が高まって高齢者の独身住まいもどんどんふえるだろうと。ひとり暮らしは増加傾向、さらに年をとるほど病気や孤立、単独死の可能性は高まる。孤独の時代への周到な準備は不可欠と言えると、このように書かれております。また、規制緩和によって非正規雇用できる職種をふやして、結果として正規雇用の割合が減少する。子供をふやすには結婚や子育てができる年収の確保が必須であることを踏まえれば、政策は矛盾をしていた。このようにずばり指摘しておられます。そうして続けてきた結果が今の少子化、高齢化になってきて、老人の独居率が高まってきたと、そのように非常に批判的に書かれております。

こういうことですから、確かに見せかけのその南国市内の就職の状況はいいと、アベノミクスはいいんだというふうに言われますけれども。今香南市のほうへ出かけておりますが、あそこは都市計画法の規制を受けてませんので、住宅が自由に、どこへ行っても建てれると、業者がどんどん住宅を建てて、多分南国市の市街地より安いと思います。南国市の人口は減少傾向ですので、どうも後免の町にも活気がありません。飲み屋見たら一番わかります。私が若いころには、南国におりませんでしたけれども、若い衆もどんどん出入りをする、毎晩のように飲み屋へ出入りをする、非常に派手な生活を若い人がしておりました。後免の町には今そういう若い人がおりません。ところが、野市の飲み屋さんはまだ元気が、ネオンが元気です、幾つかしか見当たりませんが。そういってみますと、やっぱり人口が香南市はふえていると思います。南国市は減ってる、若い衆も減ってる。ですから、就職率がええとかいう話ではなかなかおさまらないと。実際は、この南国市で財布のひもが緩んで、消費が伸びている状況にはないのではないかというふうに見えるわけです。アベノミクスは南国市の後免町には影響がないと、いうふうにも私は思います。それは市長とやりとりしても、現実がどう変わるわけでもございませぬので、そのことについてはやりとりしませんけれども。

国保の県単位化では、南国市民全体としては上がらない、少し下がっていると。今後も負担が上がることはないであろうという見通しなんですね、医療水準が同じであれば。それで一安心しましたが、南国は医大もあるし、JA病院もあるし、病院が結構多いから国保税が上がりやせんかと思って心配しておりましたが、その心配はないようですので一安心しました。

それから、随意契約については財政課課長が最終的には判断をするということで聞いてよろ

しいでしょうかね。それから、議会に報告はどの程度しようかという話なんですが、落札業者と落札額と予定価格というのは、あれ公表してましたかね。公表している数字は、予定価格は最初も、落札後も公表せんか。公表しませんね。落札額と落札業者名の一覧ぐらいは、やっぱり議会にも配付をして議員も目を通すということが必要だというふうに思います。年間に二百何件やったら、議会ごとにやったら五十数件で足ると思いますので、ぜひその一覧は公表するようにお願いしたいと思います。

それから、監査へも報告するという事なんですが、監査の方がそれなりの見方で熟達した方だと思いますが、やっぱり一定、どういう尺度を、どういう点を見ていくかという、この見る要点をちゃんと整理して、特定の業者に偏り過ぎちゃったら、それは偏り過ぎちゃうが原因は何ぞよとか、そういうことを検証する必要性があると思います。これは監査をする視点というかチェック点を整理をして、こういう目を見ていくということを整理しておくことが必要ではないかというふうに思います。

それから、高齢化社会への対応策についてですが、高知市では一定の県住なり、社会福祉法人なりで、そこに入居していただいてそこで見守っているということですが、南国でも一定市営住宅の1階のフロアをバリアフリーにして、その市営住宅に入居の方が独居老人になればそちらへ移動していただいて、そこでこうまとめてお世話していくと。人数にもよると思いますが、高知市は人口規模が違いますので、そこまでやってもある程度の効果が出ると思いますが、南国市で出るというふうには私は、高知市ほどの効果が出るとは言いませんが。せっかく市営住宅もあるわけですから、県住もあるわけですから、県住の何棟の1階はそういう入居している方が独身になればその人のために1階の何十室を構えておいて、そこにいらして見守りしていくと、そういうことが可能じゃないでしょうか。高知市では、県住にも改良していただいて、そこにいらして、そう何千万も出しておりません、4施設で500万ぐらいの経費がかかるようすが。たしか研究していきたいと聞こえましたが、ぜひ前向きに、具体的に南国市の現状ではどうすればいいかっていうことを研究していただきたいということを再度確認をしておきたいと思います。

それから、文化会館につきましては、ほかの事業名でやっているから文化会館では補助金が対象ではないと言われましたが。施政方針に全然文化会館書いていけませんので、私はどういふもんじゃおかと。中央公民館と大篠公民館の合築の調査だというふうに書いてましたので、公民館は全然もう棚上げかよというふうに理解しましたので、聞いたわけです。そうじゃないと、それを含めて、文化に近い人の要望は大きいかもしれませんが、ぜひその要望に応えられるよ

うに、応えてやっていただきたいと。で、2問目を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今回、財政課のほうでチェックするという事で、基本は先ほど申しましたように事務の効率化、スピード感ということも相反するものではございませんので、それらを備えるということで財政課のほうでは管財係のチェックをする。当然、私の指示のもとに行う。で、何か疑問点があるような場合には、逐一財政課長のほうまで報告をしてもらうというような形で、管財係でチェックをさしてもらいたいというふうに考えております。

また、入札結果につきましては、財政課のほうで管理しておりますので、そういった記録等につきましては、後ほどほかの議員からの質問でも出ておるがですが、システム等の改修等も予定しておりますので、そういったことを踏まえて議会のほうに報告できるよう準備をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 高齢者の見守りにつきまして御質問にお答えいたします。

高知市の実施している高齢者住宅等安心確保事業につきましては、再度研究してどのような方法がよいのかを含めて、また南国市の地域の実情に応じた見守りについても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 中央公民館、大篠公民館を合築して地域交流センターとして整備すると申し上げました。地域交流センターの目的については先ほど申し上げましたとおり、文化交流、都市活動、コミュニティー活動を支える中核的な施設ということで、その中に文化的行事も行えるホールを備えるというものでございます。

現在、中央公民館運営審議委員会の中で構想はお伝えして、また要望を広く頂戴する場を持っていきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 監査のチェックへというような質問があったと思うんですが。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（細川千秋） 視点を整理しておく必要があるというふうに御意見いただきましたので、今後監査委員とも検討しまして、どういう視点にするかを詰めていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） なかなか一般質問も一問一答のほうがあええかもしれませんが。全部や

っちよいて、2問目3問目やりよったら、どの質問でもう一遍やろうかがわからんようになりまして。一問一問片づけるほうがええようですね。

高齢化社会への対応については研究してやりたいということなんですが、ぜひ、いつまでには言いませんが、早急に高齢化社会も毎年毎年私自身も年を重ねますので、正月が来ればめでたくもあり、めでたくもなしとかいう話もありますが。職員の方々はまだ前途洋々なんですが、ぜひ可及的速やかに研究していただくことを要望しまして、終わりといたします。

どうもありがとうございました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明7日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時42分 延会